

平成30年 第4回天城町議会定例会

第 2 日

平成30年12月19日（水曜日）

平成30年第4回天城町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年12月19日（水曜日）午前10時開議

開議

○日程第1 一般質問

秋田 浩平 議員

島 和也 議員

久田 高志 議員

散会

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	昇 健児 君	2番	叶 忠志 君
4番	島 和也 君	5番	大吉 皓一郎 君
6番	久田 高志 君	7番	秋田 浩平 君
8番	上岡 義茂 君	9番	松山 善太郎 君
11番	鶴 博典 君	12番	柏井 洋一 君
13番	平山 栄助 君	14番	前田 芳作 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤井 恒利 君 議会事務局書記 宇都 克俊 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久 幸助 君	教 育 長	春 利正 君
教委総務課長	基田 雅美 君	会 計 課 長	大久 明浩 君
社会教育課長	神田 昌宏 君	総 務 課 長	米村 巖 君
税 務 課 長	岸 恭聖 君	企 画 課 長	前田 好之 君
保健福祉課長	碓本 順一 君	建 設 課 長	昇 浩二 君
水道課長	柚木 洋佐 君	農業委員会事務局長	上松 重友 君
農 政 課 長	福 健吉郎 君	農地整備課長	芝田 達士 君
町民生活課長	森田 博二 君	商工水産観光課長	祈 清次郎 君
選挙管理委員会書記長	山田 悦和 君	総務課長補佐	中村 慶太 君

△ 開議 午前10時00分

○議長（前田 芳作議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前田 芳作議員）

日程第1、一般質問を行います。
秋田浩平君の一般質問を許します。

○7番（秋田 浩平議員）

町民の皆様おはようございます。また、2階の傍聴席の皆様おはようございます。
それでは、先般、通告いたしました2項目3点について質問させていただきます。
1項目、防災について、1点目、防災の取り組み状況の現状とこれからの計画について、2点目、台風24号時の全般的な初動体制について。2項目、空き家対策について、1点目、空き家対策の現状について。
以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前田 芳作議員）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。
大久町長。

○町長（大久 幸助君）

おはようございます。ただいまの秋田議員にお答えいたします。
まず、大きな1項目、防災について、（1）防災の取り組み状況の現状とこれからの計画について、お答えいたします。
防災の取り組み状況の現状につきましては、平成27年度に天城町地域防災計画を全部改正し、防災マップの作成・配布や、また防災拠点施設の整備を実施してまいりました。今年度は津波避難マップ、土砂災害警戒マップを作成します。そして、配布し、ホームページ等にも掲載してまいります。今後も防災の強化に努めてまいります。
同じく大きな1項目、防災について、その（2）点目、台風24号時の全般的な初動体制ということでもあります。お答えいたします。
台風24号時は9月28日金曜日、午前9時に臨時課長会を開催いたしまして、災害初動体制に入りました。台風警戒につきましては、呼びかけをし、実施してま

いりました。また、同日、午後3時に警戒本部に移行し、自主避難の呼びかけを行い、同時間に防災センターを避難所として開設いたしました。

次に、2項目、空き家対策についてであります。その(1)空き家対策の現状についてということです。お答えいたします。

空き家対策につきましては、空き家等の有効活用として、天城町空き家バンク制度設置要綱に基づきまして、空き家バンクへの登録を進めているところであります。

また、本年度より、空き家バンクへ登録された物件につきましては、空き家の改修、修繕につきまして、町単独事業として天城町空き家改修費補助金を交付しております。危険空き家として情報提供があった物件につきましては、実態調査を行い、管理不全と認められた空き家につきまして、所有者、管理者に対しまして助言、指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○7番(秋田 浩平議員)

この防災についてということで今回質問を上げたのには、さきの24号台風のことを踏まえて、改めて防災について考えなければいけないという思いがあって、この質問を提出しております。

防災について、私、25年と27年、2回ほど質問させてもらっております。そのとき以後にどういうことに取り組んでいったのか、取り組みについて再度確認したくて、この質問を取り上げております。

まず、災害には風水害、地震、津波、また火災等があるということは皆さん御承知だと思いますが、台風ですね、台風、雨以外はいつどこで発生するか、わからないのが災害であって、防ぐのは不可能に近いということは私も認識しております。しかし、災害時の被害を最小限に食いとめる減災の考え方をもとにして、さまざまな対策を講じることが必要であるというのは、防災計画書に書かれておりました。

まず、私が27年の第3回定例会9月の議会で聞いている中で、この3年間の取り組みを踏まえた上で、答弁でお願いしたいと思いますが、まず、あのときには、防災センターが完成してから、完成してからということで、いろんな施策を後回しという感じで私は受けとめておりますが、各集落に今現在、自主防災組織、区長さんを中心にしての自主防災組織というのがあると思いますが、この自主防災組織に対しての支援体制、今現在、町としてその自主防災組織への支援体制はどのように取り組んでいらっしゃいますか。

○総務課長(米村 巖君)

お答えいたします。

自主防災組織につきましては、14集落、区長を中心に自主防災組織を編成して

おります。その中で、今までの取り組み的には、やはり区長を中心にしてもですね、防災リーダーがいないということで、リーダー育成ということで研修会を催したり、その中での若手育成とか、その辺に取り組んでできているところであります。

○7番（秋田 浩平議員）

その防災の、自主防災組織の中で考えられるのは、一つのリーダーを育成するというのも必要なんですが、まず自主防災組織へのいろんな資機材、こういう面はどういうふうな形で支援されていたわけでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

今ちょっと私の手元に資料がないんですが、4集落ほど、まだ機器材、要するに発電機ですね、その辺を備えてない集落というか、避難所に指定している部分があります。それを兼ねながら、先ほど秋田議員からありましたように、今回、台風24号の中での備えとして、防災センターをいち早く避難場所として指定したところでもあります。その辺は時期を見ながら、集落、一番の自主防災組織の機器材の設置はということで、やはり私たちのほうも計画を立てながら進めているところがあります。

○7番（秋田 浩平議員）

そうなんですよね。今、4集落といいますと、14集落の4集落はまだ残っていると。これを入れるのに、私の計算でいきますと、約5年かかりました。その中で自主防災組織が機能することがなかったから、まだいいです。もしこの5年間という間に、災害はいつ来るかわからないというのが災害ですので、来ていた場合には本当に大変なことになっていたんじゃないかなと思います。

まだ、一つ、さっき聞くのを忘れたんですけど、課長にちょっとお伺いしたいんですが、防災計画の取り組みの方向性、これはどういう方向であるのか。基本、基本的に持つべき取り組みですね、目標、これ課長のほうでわかれば。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

地域防災計画というのは、やはり町全体を含めた、いろんな災害が起きたとき、その体制づくり、それから組織づくり、その辺の呼びかけ、いろんなのが含まれたのが、私たち、この天城町の防災計画だと認識をしております。その中で表示をしながら位置づけをしていくということの中での冊子だと確認をしております。

○7番（秋田 浩平議員）

防災計画、私も目を通させてもらいました。その中に防災計画、これを基本的に考えるのは、まず皆さん、命を守る、人的被害の防止、これが1つ。次は暮らしを

守る、生活の確保。次に地域を守る、経済被害の軽減。これが3つの基本目標として、この基本計画はつくられていると謳われておりました。

これを基本に考えた場合に、自主防災組織等々、立ち上げはいいんですが、その後の支援体制というのがなければ、やっぱり皆さん個々に考えても、道具がない、まず一番大事な電気がない、次に来るのが水です。こういう支援体制を、町としては、防災計画をつくる上では、やっぱりこういう基本的な物資というのを支援してあげる。これは、私としては一番大事なことではないかなと思っております。

ですので、まだ4つの集落にこのもろもろの発電機等入っていないというのであれば、やっぱりこういうのは考えてあげるべきではないかなと。防災センターができたから、もういいやと、これだと私はだめだと思うんですよ。

後にも出てきますが、防災センターは町の中央にできました、確かに。だけど、与名間から三京まで考えますと、距離的なものがあります。そこに避難していいですよと言うけども、避難してくる人は年寄りとか、体が弱いとか、こういう方々です。こういう方々の負担を軽減するためには、やっぱり自主防災組織の強化を各集落で図らないと私はいけないと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

秋田議員がおっしゃるとおりであります。やはり自助というのがあります。それから共助というのがあります。それで公助というのがあります。もう三本立て、基本の中での災害時、大規模災害、小規模災害にかかわらず、その体制を整えるのが行政の務めでもあるというのは、認識はしております。

その中で、先ほど申し上げましたように、自主防災組織の中でのやはり意識づけ、地域でのリーダーシップをとるような人材育成も兼ねながらの防災知識の向上のための分が若干おくらしているのかなと。それで、町民に対してのその防災意識の向上というか、その辺も植えつけていかなければいけないんじゃないかなということ、今ある施設を利用しながら、その辺は、今、秋田議員がおっしゃるような形の中の進め方はしなければいけないんじゃないかなとは考えております。

○7番（秋田 浩平議員）

今、課長の答弁を踏まえた上で聞いてみたいんですが、そういう観点を踏まえた上の自主防災組織を含めた、全町民を挙げた訓練、こういうのは、最近2、3年でいいです、どういのが行われましたか。

○総務課長（米村 巖君）

私の記憶の中では、3町合同の訓練が3年前ですね。それで、一昨年からは各町でやるというので1回。それで、ことし、自衛隊との合同の中で、3町を巻き込ん

だ中で計画をしていました。台風の影響で中止になりましたが、そういう中での呼びかけ、その訓練というのはやはり必要じゃないかなと思っております。

○7番（秋田 浩平議員）

確かに、今、課長がおっしゃったとおり、2年前、伝達訓練をして、今年計画は組んだんですけど、台風で中止になったという経緯はあります。

私は、この避難訓練という捉え方は、やっぱり天城町、結構長いです。低地と高低差のある集落と、結構あると思うんですよ。今、町が想定している総合訓練、避難訓練を見ますと、全部、地震、津波を想定した訓練の想定が多いんですよ。そうすると、平土野から以北の方の意識は多分、兼久から以南の方との意識の差が私はあるように思えるんです。

むしろ私としては、兼久から以南は地震による火災のほうが怖いです。火災が起きた場合にどうすればいいのかとか、そういうことのほうが関心が強いです。確かに平土野から以北、松原まで行きますと、低地で津波というのがまず頭の中に浮かんでくると思います。でも、やっぱり、だからそういうふうな集落よっての温度差というのが少なからずあるんです。あると私は思います。

ですので、これから避難訓練を実施するといった場合に、総合的な避難訓練も確かに必要です。職員の配置とか、もろもろ、いろんなことが出てくるとは思いますけども、まず集落に応じた避難訓練の仕方、人の動き方というのも視野に入れて、今後の防災訓練を、計画というのを立てていってもらいたいなという気持ちがありますが、こういうのはどうですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

その中で年1回、防災会議というのを開催しておりますが、その中で、やはり今、秋田議員がおっしゃるように、各集落での動きがわからないという中で、全体の訓練だけではなく、各集落ごと、集落というか、自主防災ごとの訓練も必要じゃないかなということで、今、私たち防災担当の中で話はしております。

その中で、やはり一番は、先ほど申し上げたように、津波とか地震の対策のマップとかは作成をしていますが、台風というのが、今まで台風常襲地帯ということで、当たり前ではないんですが、やはり台風の情報 came 時点で各自台風対策をしているということで、今まで台風の中での風害というのがそこまではなかった中での安心感もあったのかなということで、今回の台風24号については、それを見せられたような感じがあって、それからやはりいろんな対策をしなければいけないということで、検討を重ねていかなければいけないと思っております。

○7番（秋田 浩平議員）

ぜひ避難訓練等は、今、課長がおっしゃったのをもとにして、防災会議等、こういう会議等で煮詰めて、また集落の自主防災組織に話をおろして、そこでまたもう一度集落で考えてもらうというふうなやり方でやっていってもらいたいと思います。

ここにマップといいますと、これは完全に地震と津波、これによつてのマップ作成だと私は思っておりますが、こういう捉え方でよろしいでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

津波、それから地震、それから大雨ですね、土砂災害、その辺の中での危険区域を天城町でリストアップしたマップです。

○7番（秋田 浩平議員）

私、このマップをちょっと見ていますと、いざ地震が起きた、津波が来ます、じゃ、湾屋橋、浅間の、こっちで言いますと真瀬名橋、あそこら辺までは完全通行止め規制に入る区域ではないかなと思います。そういったときに、あれに基づいて職員を各避難所に配置するとか、そういうふうな計画書は見ていますが、まずそういう事態に陥ったときに、その次のことまでは考えていますか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

避難道路ということで、いろいろと地震や津波が起きた場合の想定はしてはおりますが、実際、私もこれは経験がないものですから、その辺の図面上とか言葉の中での分しか知識はないもんだと自分では思っております。その後の体制的には、やはり今ここではどうするかというのがちょっとわからないような、私も答弁がちょっとできない状態であります。

○7番（秋田 浩平議員）

実際言いますと、私も、津波が何m来たら湾屋、湾屋川は少々の津波でも影響が出るとは思いますけど、真瀬名橋はちょっと距離があるので、どうなのかなというのも私も思いながらです、これは。

ですけれども、高さ何m、5m、10m、9m、15mというような計算をもしできるのであれば、防災の上の機関とでも話して、どういうふうなのがあるのかというぐらいは、やっぱり役場で押さえておいたほうがいいのかと、私はそういうふうに思っております。

この避難路もそうなんですよ。私、3年前にも聞いていますが、各集落での自主防災組織に避難路をと言ったときには、ほぼ、どういうふうにやればいいのかというのは、多分わからないと思います。ですが、私はこのときに、その2年前に社会福祉協議会で要支援者に対するマップというのを、何集落か、マップを作成した経

緯があると思うんですよ。

だから、私が言っている自主防災組織への支援体制というのには、その集落に対する、そういうふうな細かいマップで、次に入りますが、要支援者——防災計画では要配慮者という呼び方になっているみたいですが、こういう方に対する支援策というのは、まず各集落における避難路のマップ作成。これは一体どういうことかという、要配慮者がいます、その家の前までは軽でしか行けませんとか、こういうのまで含めたマップ、これを社会福祉協議会で5年前にたしか何集落か、つくった経緯があります。

だから、そういうのも、この自主防災組織への支援になると思うんです。自主防災組織を立ち上げてくれと言ったときに、そういうのも何もなくて、ただ、はい、電気。今のところは電気だけですよね。あと、水利用の関係で、チェーンソーとかスコップ、いろいろ、もろもろがその事業の中で各集落に完備されているところもあると思います。

でも、そういう物的支援だけではなく、こういうふうな細かい配慮もやっぱり自主防災組織の中には必要じゃないかなと思いますけど、こういうところはどうですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

本当に秋田議員がおっしゃるとおりで、私たちの指導不足というか、その辺の中ができてない。自主防災組織自体が、今、秋田議員がおっしゃったようなことをするのが自主防災組織であります。その中で私たち行政は指導、助言をするという中での、だからその辺の中がまだできてない状態だということで、先ほどから申し上げている、やはりこのリーダーをどういう形で持っていこうかということで、今、私の中ではまだ懸案事項だということで、今、本当、秋田議員がおっしゃるとおり、そのまさにマップを、集落マップをつくるのが自主防災組織であって、その中でそれをやはり取りまとめて、私たちは全体的ないろんな助言、それから支援というのをしていくということでしておりますので、その辺はやはり今後は早目に進めていかなければいけないかなとは思っております。

○7番（秋田 浩平議員）

だから、その集落でそういうふうに事細かいマップをつくるというのは、やっぱり行政側からの保健福祉課と、いろんな、社会福祉協議会、こういう方も巻き込まないと、集落で防災の長になっている区長さん、ほぼ区長さんだろうと思いますが、区長さんだけでこれが前に進む問題じゃないと思うんですよ。ですので、そういうところの細かい配慮はやっぱり考えてあげてしかなるべきだと思いますので、こうい

うところは念頭に置いてやってもらいたいと思います。

また、私が見た中で、要配慮者ですね、支援者ですね、の方の年度更新、毎年これをどういうふうな形で各集落にこういう方がいらっしゃいますというのを上げていますかね。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

先ほど秋田議員のお話の中にもありましたが、以前、各集落の要配慮者の皆さんのマップまで作成しているところです。今、一番大きな情報源としては、社会福祉協議会が委託している各集落の在宅福祉アドバイザーの皆さんの情報、あと包括支援センターの介護の方々の情報、社会福祉系のほうで持っている障害のほうの要配慮者の皆さんの情報、これを一元化した中でシステム入力を行っておりました。

ただ、ここ数年その更新が滞っている現状がございます。今、保健福祉課のほうで、再度しっかりと情報収集した中でシステム入力を済ませた後に、一人一人の支援計画、そこまでつなげていけて、今お話に出ている自主防災組織と情報の共有が早い段階で築き上げなければいけないと今考えているところです。

以上です。

○7番（秋田 浩平議員）

これは集落での自主防災組織の中では、大変重要な位置づけになってくると思います。そうしないと、いくら集落の人でもわからないんですよ、実際には。この人がどういう状態で要配慮者になっているのかっていうのもわからないですし、むやみやたらに連れに行くというのも、まず無理だというふうな場合も出てくるかと思えます。

ですので、今、保健福祉課長がおっしゃったように、前につくった経緯があります。ノウハウはあると思いますので、そういう観点から、各集落に応じたマップ。それと、風水害に対するマップに落とすべきところ、地震、津波によって明記しなきゃならないところ、こういうのを踏まえた総合的なマップ、これをつくれるか、というか、つくってもらいたいと思うんですが、これは総務課長、どうですかね。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

今、保健福祉課長も以前のマップの見直しとかというのはありましたので、私たちも全体的に見ながら、その辺を進めていけたらなと思っております。

○7番（秋田 浩平議員）

それと、2年前ですか、もう約3年たとうとしていますが、聞いたときに、防災センター、28年に完成して、その後に備蓄品等々入れられたと思いますが、その備蓄品はほぼもう完璧にそろっているわけでしょうか、防災センター。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

一応、150名程度の分の3日分については確保しております。それから、寝具ですね、その辺についてもやはり全町民分そろえなさいと言われても、そこまではできませんので、想定をしまして、大体150ぐらいという想定の中で備蓄はしております。

○7番（秋田 浩平議員）

150、実際に起こってみないと、これは計算はできないと思いますので、これが妥当な線なのかなというふうには捉えます。

まず、この防災というのは、私、今、これまで2回ほど質問させてもらっていますが、町民全員にわかるように意識を持ってもらう、そうすれば防げる災害というのも出てくると思っています。けども、これを何回も意識づけで言わないと、ついつい忘れる。先ほど言われた、課長の言われた台風が、今度来た台風で、また改めて思い出して、あつというような形に、多分全部そう思っていると思います。私もそう思います。

ですので、防災というのは何回も何回も町民に、だから訓練があるんですよ。意識づけをさせるための訓練というので私は構いません。でも、その状況に応じた訓練というのをやっぱり取り入れていって、基礎になる集落の中での防災組織というのを育成していくというのを一番大事なことだろうと思っておりますので、この点は念頭に置いて、これからもやっていってほしいと思います。

それでは、2点目の台風24号時の全般的な初動体制についてということなんですけど、台風24号、多分、近年まれにない大型台風で、職員皆さんがこの災害に対しては驚いたというのが実情じゃないかなと。朝、昼、家から出ていったら、まさかここまでの災害になっているとは、予想していた人は少なかったんじゃないかなと思います。役場に宿直で泊まった人以外は、そういう感じを受けたんじゃないかなと思いますけども、まず、先ほども答弁ありましたが、台風接近時の対応、また通過後の対応、これはどういうふうな形で行われたんでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

先ほどから防災関係の中で答弁させていただきながらのことなんですけど、いろんな、台風の中では初動体制ということで、今、デジタル化になりまして、情報がすごく早く入ってくる時代になっております。その中で、来る前の予想、進路というのがわかります。その中で、今回の24号も踏まえ、去年の台風も踏まえながら、やはり早目の勧告、早目の町民への呼びかけということで、今回、

24号は、28日の9時時点で初動体制ということで、先ほど町長の答弁がありましたように、役場での臨時課長会、課長の皆さん、各課の体制、それから役割というのを早目に出したところです。その中で早目の自主避難、明るいうちにさせていただきましょうということで、3時から防災センター、開放いたしました。その中で呼びかけをしております。

その中で、先ほど秋田議員もありましたように、ここまでひどいような台風だと私たちが想像はしておりませんでした。実際、被害をすごく間近で感じたのが、今まで、私も役場に33年ほど勤めておりますが、役場本体のガラスが割れたというのは初めての経験でありまして、対策本部のある所がその時点で割れて、機能をなくした状態ではあったんですが、その中で体制がとれたというの、やはり私たち総務課の人、それから建設課の待機をしている職員の中で対応できたということもあります。

その中で、通り過ぎました。その中で、避難状況を防災センターに確認しながら、その通過まで過ごしたわけです。通過後には、土曜日であったんですが、9月30日に臨時課長会を招集いたしまして、各災害調査、各集落ですね、割り当ての中で、各課の割り当てで、全職員で災害調査を行っております。

以上です。

○7番（秋田 浩平議員）

今言いましたが、ふだん、私も2、3年前に何回か台風時に消防団の関係で役場に待機ということでやった経験もありますので、多分、そのときと同じ人数ぐらいで待機していたんじゃないかなというのは思っております。

ただ、私が今回不思議に思ったのは、通過後なんですよ。職員の初動体制、果たしてこれでいいのかなと疑問に思った点があったんです。台風通過でAYT、防災無線も一部損壊して、連絡の仕方がちょっとなかったというの、私、認識しております。昼前ですか、防災無線等を通じて職員を招集しております。

私、この防災計画書の中をずっと目を通してている中で、応急体制としての時間外の場合、進んで所属課と連絡をとり、みずからの判断により登庁するとなっておりますが、これは現在、職員全員が認識しているのでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

先ほど臨時課長会とか、その辺の中で、初動体制の時間帯やります。その中で各課の課長には、自宅待機、それから緊急時の出動命令、その辺は通達をしております。だから、職員が知らない云々ということではないと私は思っております。

○7番（秋田 浩平議員）

そう言われましても、昼に防災無線で呼ばれているのを、私、外に出てたんで、たまたま、ちらっと聞いたんですが。もう台風というのは皆さんもわかります。大体通過して1時間、2時間しますと、だんだん風も弱まり、雨も弱まり、30日の日は午前、雨降ってなかったと思います。6時半から、もうそのときから町民は動いて、いろいろ、私が見ている範囲内では、天中の防球ネット、これを、道にばーっと出ているもんですから、それを慌てて縛っている方も見ました。私も少しは手伝いました。その後、校長、教頭、来て、一緒に処理したというのがありますが、町民みずからがもうこういうふうに動いている中で、8時、9時、多分、普通に車で出て役場に来ようと思えば、来れない時間帯ではなかったと私は認識しております。

だから、こういうところが、私がさっき読み上げた連絡、上下の連絡事項がうまく職員まで行ってたのかなという疑問がわいたから、今聞いているわけですよ。

まず、全課で受け持ちがあって、建設課は道路関係、災害関係、全部、農地整備課もそうですよね。あと教育委員会関係は学校関係でというふうに規則上は全部。ふだんの台風のとくにやっているのを私、見ていますので、それはある程度わかっているつもりです。

ですが、あくまでも何で初動体制で、これが今回。多分、台風に対して少しなれ、それは私にもあります。ああ、この時間帯でこれだけであれば、このぐらいで済むだろうというふうな慢心的な考えが、これは私一人じゃないと思います。全部、毎年、何回も台風は来ますので、このぐらいの台風であればこのぐらいのという慢心が少し自分の中にあっただのかなという気持ちはあります。これが職員の中でも、多分、全員、少なからずあったんじゃないかなと思っています。

でも、この判断を、臨時課長会をした後に、昼に職員を呼びましょうというんでは、やっぱり初動体制に少し疑問があるのかなというふうな捉え方です。

その後、この台風の大きさ、災害の大きさに対して課長は、素直に率直に、どういうふうな感じを持たれましたか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

先ほどからお話ししているように、今まで経験したことのないような台風で、被害もすごい、台風が通り過ぎた後に甚大な被害だというのは認識をしております。

その中で、先ほど秋田議員からありましたように、いろんな機器等、要するにA Y Tの断線、それから防災無線の一部、例えば台風被害による通話ができなかった、通話というか、放送ができなかった部分、それからN T Tドコモはつながるんですが、a uがほとんどシャットアウト。ということで、職員の中でも各課で連絡がと

れない職員がいたりということで、先ほど申し上げた防災無線で呼びかけたのも一部にしか聞こえてないとか、いろんな情報があって、広報車で広報したり、その辺をして職員を集めたというのをちょっと申し上げさせていただきます。

その中で、やはり私たちとしても、災害についての認識、今回は甚大な被害、農業、農作物も含めて、それから牛舎、それから家屋、その辺が甚大な被害を受けたとは認識はしております。

○7番（秋田 浩平議員）

聞く順番を間違いました。総合防災計画の中で、この災害に対する防災の会議の中では、町長が本部長になっておりますね。職務代理者は教育長になっておりますよね。町長は、この台風のとくに、まず第一報、多分、総務課長から入ったと思うんですが、その通達員、連絡員から入ったときに、町長はこれをどういうふうな感覚で受け取っておりますか。

○町長（大久 幸助君）

今、名瀬の測候所長さん、そして私たち首長との携帯はもうずっとつながっております、その台風の前ぶれのことについては、測候所の所長さんとの間の中で、この台風はどのような状況だということをよく連絡し合っております。そういうことの中で、今回の24号の台風があったわけですが、どうもこれはおかしい、そして、また追って25号もそういう状況であったということではありますが、即、総務課長のほうで一応準備をしております、私もすぐさっと役場のほうに参りまして、いろいろと皆さんとの対応をしたことありました。

その前に、課長会の中でも、農政課長や、あるいは学校関係、あるいはその他全ての外部の施設等についても十分対策をしてくれということで準備をさせたところでありました。また、農家のハウスとか、そういうものについても十分、防災無線等を通して、ぜひひとつ準備をさせてくださいということで、いろいろとしたことであったわけですが、それでも大きな災害があったと、こういう状況であります。

今回は本当に予測した以上に大きなものであった。ふだんから、やはりそうしたことについて過剰なくらい注意をしていかなきゃいかんじゃないかということをおもったことでした。

○7番（秋田 浩平議員）

そういうふうに連絡体制が行っていれば、その後、連絡で総務課長以下、通過後の処理はできたことだと思っております。ただ、先ほど総務課長がおっしゃいましたが、停電になって役場で広報しましたと先ほどおっしゃいました。災害時における広報の基本的な広報の仕方、これは課長、わかっていますか。

これもたしか、この防災計画書、これに載っていますが、広報車による広報を行

うときには、危険なときを除き停止し、拡声広報を行ったほうが良いと。ほかの課長さん、わかりますか。風がまだある中で、広報車のマイクでバーッと呼んで歩いても、聞き取りづらいということなんですよね。私はそういうふうにとりました。ですので、危険なときを除きとなっていますので、広報で本当に隅々まで行ったんじゃないかなと、私も広報で1回ぐらいしか聞いていませんので、はっきりわかりませんでした。これ一番大事なことだと思うんですよ。

これは広報を指示する課長さんが、このことを踏まえて職員に指示をしないと、多分、職員はわかってないと思います。今ここにいらっしゃる課長さんでも、この件はわかってないんじゃないかなと思います。

だから、広報はしました、ただ車を流しながら広報しました。でなく、やっぱり集落の肝心なところではとまって広報する。で、町民に周知させるという、何かしら努力はしないといけないと思うんです、ここで。だから、さっき聞いたわけです。これを結局課長さんがわかってないと、何も意味ないんですよ。課長さんが部下に指示するわけですから。

停電、短い方でも2日ぐらい、長い方で1週間、水が、地区によって違いますが、出ないところで3日間ぐらいは出なかったんじゃないかなと。今回、給水に関しては2日目だったですかね、水道課のほうで消防団のほうに要請があって、天城地区、平土野地区の一部ですか、あと与名間地区ですかね、給水をしたというのは、私、確認しております。一番大事な、明かりはもう停電でしようがないことだったんですけど、水がない。これは私にも何人かから電話が来て、幸い兼久は水が出ました。私、門のところまでホースを引いて、いつでもどうぞという形をとりました。

ですけども、この周知、広報が完全に知れ渡っていたのか、町民にというのが一つ疑問にあったから、これを言っているわけです。ですので、今回のこのことは一つの教訓にして、やっぱり覚えておかなきゃいけないことなのかなと私は思っております。

今回、防災センターのほうに避難の方、受け入れをしまして、自主避難で10人ぐらい、あと40人か50人、後、避難をしてきたというふうに伺いましたが、この点での何かしらの問題とか、こういうのはなかったでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

今、秋田議員がおっしゃるように、防災センターの自主避難が11名程度で、その中で避難準備の中で43名、26世帯の54名と。今までにない避難者が避難をしてきたということで、その中で自主避難については、やはり自分たち、自分たちの身は自分たちで守るというので自主避難を呼びかけていますので、寝具、それ

から食事等はある程度準備をしてきてくださいという話の中で進めています。

それから、避難を呼びかけた時点では、保存食とか、その辺を与えたり、やはり一番困ったのは水ですね。水道ということで、今回も先ほどからお話ししていますように、今回の台風を教訓にしながら、また対策を練っていかなければいけないのかなと思っています。不自由的には、まあまあ、避難をされている方々のお声を聞くと、やはり安心はしたというような話は伺っております。

○7番（秋田 浩平議員）

水がやっぱり向こうも断水をして、予備タンクはなかったんですか、あそこは最初から。やっぱり防災センターというからには、せいぜい150人とさっき言いましたが、150人の2日か3日分の水を確保する貯水タンクは必要ですよ、これは。

だから、この件も、不便なところはないですかと、防災センターをつくるたびに何回も言っている。けども、私たち、そこまで目が届かなかったという、私たちも悪いんですが、やっぱり一番、人間、生きていくためには水ですよ。

電源は非常用電源で確保できました。じゃ、あの非常用電源で最低限の電源量で、あとどういふうなことができましたか。これは課長のほうで押さえていませんか。熱使う炊飯とか。これは役場にも言えます。まず、役場の予備電源、これはスムーズに動きましたか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

役場の自主電源につきましては、スムーズに動きました。その中で、防災センターにつきましては、1回ブレーカーが落ちたというのがあるんですが、やはり一気に使うと、そういうのが生じるということも今回は確認をしたところであります。

○7番（秋田 浩平議員）

であれば、防災センターは今のところ水の確保、これを整備すれば、より万全になるというような捉え方でよろしいわけですか。

まず、それを素直に受け取る前に、1回電源が落ちたという、この原因はわかりましたか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

屋上のほうに空調の設備の電源があります。そこが雨、要するに強風にあおられた雨の中での漏電ということで、漏電が原因で1回落ちたということで報告を受けております。その対策も今、早急に。ただ、やはり自主的な分で、自動的に上がる分が上がらなかったというのも今回確認できましたので、やっぱりその辺も改善をしながら早急に対応して、今、修繕をして終わっているところであります。

○7番（秋田 浩平議員）

多分、新しい建物で初めてこの規模の台風というのがありましたので、私は何かしら出ているんじゃないかなと思って、この間、防災センターのほうに伺って、ちょっと話を聞いた中で、こういうのがあったということですので。まず、これは防災センターを運営していく中では絶対あってはならないことなんですね。必要最低限のことですので、ここはやっぱり教訓として残していったほうがいいんじゃないかなと。

それと、役場で、私、月曜日だったですかね、役場に来たときに、非常用電源で総務課だけ対応だったんですかね。一番の問題は、各、今、必需品のパソコンが起動しないという話もちらっと聞いたんですが、これはどういう原因だったのかというの、わかっていますか。

たしかパソコン等の起動ができないというのを聞いたんですよ。今、役場庁舎内でパソコンが起動できなければ、仕事できないじゃないですか。こういうふうなのは何が原因で、これはどういうふうな対応をするとか、こういうのはもうやってありますか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

電気が役場自体も非常用電源ということで総務課だけの対応で、ほかの課には電源は行っていませんので、一部しか非常用電源は行かないようになっています。停電をすれば、各課のパソコン的には機能しないということになります。

○7番（秋田 浩平議員）

そうであればいいんですが、必要などころには行っているという認識でいいわけですね、必要最低限のところには。

それと、総務課長に伺いたいんですが、私、月曜日に行ったんですかね、朝来たときに。庁舎が被害を受けて、ガラスが割れているところが4カ所だったんですかね、ありました。私は最初来て、びっくりしたところが、2階の渡り廊下、A Y Tに行く、あそこの窓ガラスが割れたまま。これは何を言わんかです。下に頭上注意とかのカラーコーンでも看板でもあればまだしもですよ、あれを割れたままにして、その下を車、人が通っているんです。これを見たときに、果たして役場の職員がどういう考えなのかと思いました。これに対してはどうですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

別館の会議室のガラスだと思っております。その中で、（「別館のガラスと、この渡り廊下も割れたですよ」と呼ぶ者多し）それで、一応、秋田議員のほうから、

そういう中での指摘を受けたということは、私たちのやはり一つの不注意だったと
思っております。そこまで気づかなかったということで、やはり安全確認を怠って
いたのかなとは思っています。その後は一応全部ガラスは取りまして、下に落ちない
ような形はとらせていただきました。それで、早急に2日後には入れさすとい
うことで、やはり早期に復旧ということで対策をしております。

それについては、危険の察知をしなかったということで、大変申しわけなく思っ
ております。

○7番（秋田 浩平議員）

これ、私に別に謝ってもらわなくてもいいんですけど、けが人が出なかったのだ
け、まだ幸いです。風がまだちょっとありましたので、下を通っている人にもし何
かあったらまずいのかなという考えがあって、すぐ課長のほうに私は言ったんです
けどね。

○議長（前田 芳作議員）

しばらく休憩します。11時15分に再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

秋田議員。

○7番（秋田 浩平議員）

それでは、この中で、台風の真ただ中でちょうど避難したいというふうな連絡
が入ったというのも少し聞いております。こういうときに、まず最初に防災セン
ターは何名体制でその体制をとっていたのか、それと、その避難したいという要望
者がいたときの対応をどういうふうにとったのか、このところをお願いしたいと
思います。

○総務課長（米村 巖君）

防災センターの職員3名対応で行っております。

○7番（秋田 浩平議員）

再度言います。その3名体制で、あそこの運営を行っていた中で、その台風の中
で避難をしたいという連絡が入ったと、このときの体制、これはどういうふうな対
応であったのか。

○総務課長（米村 巖君）

1件は、台風の真ただ中に高齢者が1人、怖がっているというような隣の方か

らの通報でありました。

あと、1世帯については、夫婦ですが、歩けない、避難ができないということで、消防団に要請をかけました。消防団に要請をかけて、消防団に動いていただいたんですが、いち早く自主避難を防災センターにしていたということで、不在だったということです。

あと一人の高齢者については、この通報を受けた方に、このような中で今動けない、本部は動けない状態ということで、まだもうちょっと風のおさまるまでそこで待機できないかという話で、もし必要であれば、今の時間帯であれば、車のほうで、いけば防災センターまで連れて行っていただければ私たちは助かりますというのは、やりとりした記憶はあります。

○7番（秋田 浩平議員）

これは、やっぱりこれからの大きな課題になってくると思います、台風時における。台風の目に入って、多分1時、その前後、ちょっと風がやみました。そのときに対応されたと、こっちは受け取っております。消防団に連絡が入ったのもその時間帯だということですので。

ですから、その連絡体制も、これからひとつ教訓として残しておかないと、台風・大雨は予測できますので、その点の連絡体制はいま一度確認はしとかなないと、今度、最近結構大きな台風といいますか、すぐそばまで来て急激に勢力が大きくなる台風というのが結構見受けられます。

ですので、その初動体制で対応を、連絡もろもろ入れとけば、ある程度の被害軽減はなるのかなと思いますので、ここのところは再度その防災会議等で話し合いをしていてもらいたいと思います。

では、最後の空き家対策なんですけれども、課長にちょっと伺ってみたいと思いますが、現在、空き家として把握している件数、こういうのはどのような形で押さえていますか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

約2年前に各集落の区長さんを中心といたしまして、聞き取り調査をしました。まず、聞き取り調査をした上で、職員に協力いただきまして、職員が各集落を回りまして調査をしてございます。そうした中では、空き家、家の方がわかる部分と、全く把握ができない部分とがございました。

○7番（秋田 浩平議員）

あと、今、2年前のしか多分なかったかなと私は思っておりますが、その件数、大体でいいですよ、大体課長のほうで聞いている件数がありましたら。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

空き家と思われる物件につきましては、248件ございました。

○7番（秋田 浩平議員）

248件、これは2年前での数値ですので、今現在はもう少しふえているのかなという私なりの思いがありますが、その確認した後の対応は、2年前から今現在もどのような対応をしているのか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

危険家屋につきましては、指導書を発送して、改善をしてくださいということでお願いを申し上げていますが、なかなか進んでないような状況でございます。

○7番（秋田 浩平議員）

結局、まだまだ使用可能である、使用は不可能に近いというふうな分類分けといえますかね、こういうような感じの分け方はした経緯はありますか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

はい。分類はしてございまして、貸し出し可能と思われる物件につきましては、109件ございました。

○7番（秋田 浩平議員）

109件。危険とみなす廃屋のほうが少し多いのかなという印象なんですけど、危険廃屋とみなした場合の対応、これは現在どういうふうに行われていますか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、指導書を送付して改善をお願いしているところでございます。

○7番（秋田 浩平議員）

指導書を送って勧告をして、その是正は少しは見られるかと思いますが、これが今回の、先ほども言いましたが、台風24号、25号、去年の多分3つぐらい直接的に少し影響のあった台風、徳之島には来ていると私、認識していますが、この危険廃屋とみなした場合の建物、これはその後、24・25号の台風通過後、確認はしたことありますか。

○企画課長（前田 好之君）

台風の通過後に、職員にお願いしまして、何件か、その後の経過について報告を受けております。

○7番（秋田 浩平議員）

その報告の中で、どういう対策を講じればいいのかという問題点、そういうのは出てこなかったんですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

実は飛散防止ネットを購入してございます。それで、そのネットを設置すれば、台風時にトタン屋根等が飛散しなくて済んだ可能性がある家が多々ございました。

今現在、その飛散防止ネットはあるんですけども、その設置する体制が、横の連携がとれておりませんでしたので、平成31年度には当初予算のほうで、その飛散防止ネットの設置費用を計上させていただいているところでございます。

○7番（秋田 浩平議員）

今、課長のほうからありましたとおり、本当に私があちこち歩いてみますと、これはネットをかけとけばトタンが飛ばないけどもなと思うところが多々あります。去年、2件、こういうのをやって、結局、今言われているネットをかける、ネットを設置するときの手だて、これを今、課長のほうは予算化して人夫賃等を確保するという答弁でしたが、まず危険廃屋とみなした場合の飛散防止に関する何か規則等をやっぱりつくっといたほうがいいんじゃないかなと、私は私なりにそういうふうな考えを持っております。

人夫でずっと対応する場合には、それでもいいと思いますが、どういうふうな形でやるのかというのをやっぱり少しは考えとく必要があるのではないのかなと、今、思っているところです。

その中で、台風24・25、24号が多いと思うんですけども、24号の台風の通過後、25号通過後に、こういう相談は町内の方から、住民の方から、何かしらの相談はありましたか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

1件ございました。今、それにつきましては、集落の区長さんのほうにお願いをした経緯もございますが、なかなか手が回らないということもありまして、その対策を今後企画課のほうでどう講じていくかということで、今、協議していますが、できれば、予算が伴いますので企画課の職員にお願いしてでもネットを設置したいと考えます。

○7番（秋田 浩平議員）

これをなるべく、1件だと今おっしゃいましたが、本来はもう少しいるんじゃないかなと私なりに思っております。その危険廃屋とみなした場合の基準ですね、

この家だったら、これはしないといけないなど、飛散防止対策をしなきゃいけないなど、こういうふうな基準とかというのもある程度つくらなきゃいけないと思うんですが、この件についてはどうでしょうか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

天城町のほうで、空き家等対策の推進に関する条例、規則の中に、判断基準を示す表がございまして、満点で185点、そのうちの100点以上を超えますと、危険家屋ということのみならずということで、条例、規則のほうで定められております。

○7番（秋田 浩平議員）

わかりました。そういうような基準があれば、もう大丈夫だと思いますが、これを将来的になくすというのは、きのうも出ておりましたが、空き家再生支援事業、除去タイプ、こういう支援を受けて対応していくつもりなのか、どうなのか、そのところをお願いします。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

平成31年度に建設課のほうで県のほうに予算要求をしておりますので、その予算で対応が可能かと考えております。

○7番（秋田 浩平議員）

ぜひ、台風通過後、壊れたところとかもまた徐々に出てくると思いますので、そういうところも踏まえながら、こういうふうな事業を大いに活用して、飛散して第三者に迷惑のかからない、また事故等がないような形で、今後、この空き家対策の危険廃屋についてはやっていってもらいたいと思います。

今回、防災、または今回の台風の件、それに関する危険廃屋の飛散防止等、町民の安全に係る件を3点ほど取り上げまして質問してまいりましたが、まず町民が、この防災計画書、これを全職員やっぱり一度は目を通して、少しでも頭の隅のほうにでも防災に関する考えを残しといてもらえれば、私は多分災害時には役に立つものだと思っています。

私は私なりに少し勉強したつもりですけど、まだ足りないところはいっぱいあると思います。ですが、最後に、今回で勇退される町長のほうに、防災・減災について、最後、どのようにこれは職員のほうに将来頑張ってもらいたいのかというのがあれば、お願いしたいと思います。

○町長（大久 幸助君）

災害というのは、台風、地震、津波、こうしたものが本当にいつ来るかわからない、そういう状況でありまして、今から107年ぐらい前でしょうか、1811年、

これは5月だったと記憶しているんですが、あの記録を見ますと、奄美群島、喜界島でも大きなマグニチュード8.0という地震が起きておって、それで、この平土野港もやっぱり津波が当時あったという記録があります。

そういうことから、やはりこうした災害というものに対しては、役場はもちろん、職員はもちろんです。先ほどから論議をされております自主防災組織ですか、これの訓練強化、そういうことも充実させていかなきゃなりませんし、それからまた、さっきもありましたように、消防団と、それから総務課、役場との連携も強くしておかなきゃならない。いろんな形で準備をきちっとやっぱりしておくということが必要かと思っております。そして、やっぱり被害を少なくするということがつながるためには、まずはお互いの意識を町民にも知らせる、こういうことがまず大事ではないかと、そういうことを思うわけです。

さっきもちょっとありましたが、どうもこの奄美群島、特に徳之島においては、農家の中にも、この程度のことぐらひはハウスなども大丈夫だろうとかね、そういったような甘さというか、なれというか、そういうものもあるんじゃないかと思えますので、これはやっぱり住民には十分そうしたことについての意識、危険ということ把握させるということが大事だと、それが私たちの、結局行政の役目ではないかと、そういうことを思っております。

○7番（秋田 浩平議員）

今の町長の答弁、これが町民にうまく伝われば、この防災・減災、防災については前に進んでいくものだと思っておりますので、ぜひ職員がこの言葉を胸にして、今後、町民のために一生懸命頑張っていってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

以上で、秋田浩平君の一般質問を終わります。

次に、島和也君の一般質問を許します。

○4番（島 和也議員）

町民の皆様、こんにちは。この前の選挙では大変お世話になり、ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、2項目3点について質問したいと思います。

まず、1項目、台風災害について、その1点目といたしまして、湾屋公園一帯より九州電力発電所前の高潮被害について、2点目、平土野浜及び集落内への高潮被害について。2項目、ニャンダーランドについて、1点目、今後の施設運営をどのように考えているか。

以上、質問いたしますので、的確な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田 芳作議員）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

大久町長。

○町長（大久 幸助君）

ただいまの島議員にお答えいたします。

まず、1項目、台風災害について、その（1）湾屋公園一帯より九州電力発電所前の高潮被害について、お答えいたします。

台風24号の影響により、湾屋公園の一部及び周辺の漂着ごみ等については、早急に対処したところであります。

次に、同じく1項目、台風災害について、その（2）点目、平土野浜及び集落内への高潮被害について、お答えいたします。

今回の台風24号の影響により、打ち上げられた海砂についても、早急に撤去したところであります。

次に、2項目、ニャンダーランドについて、（1）今後の施設運営をどのように考えているか、お答えいたします。

平成27年度に国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用して、野猫によるアマミノクロウサギ等希少動物の捕食頭数の減少につなげ、世界自然遺産登録に向けた取り組みを強化することを目的として整備をし、現在、運営を行っているところであります。今後も徳之島3町が連携をして、継続をして運営すべきものと考えております。

以上でございます。

○4番（島 和也議員）

先ほど来、台風被害ということについて、秋田議員からも質問ありました。私といたしましては、全体的なことよりも、その後のこの処理の仕方を今後どうやってもらえるのかなということで、質問していきたいと思っております。

まず、湾屋公園一帯より九州電力発電所前の高潮被害についてでありますけれども、この質問をした経緯は、台風24号の被害視察で10月20日土曜日に来島されました三反園知事と議員との語る会をこの庁舎の4階にて行いました。その中で私が知事に質問をいたしました。今後の災害に向けて、もっと大きな台風が来るかもしれないという中で、その一帯に、全部ではないんですけども、消波ブロックなどを設置していただけないかという質問をしました。その質問を受けて、三反園知事が迅速に動いてもらいまして、11月4日に県の職員が詳しく話を聞きたいということで私を訪ねてこられましたので、私は一緒に現場に行って、ここがこうだ、ああだということで、いろいろ説明し、今後そういう何かやってもらえないかとい

うことをお願いしましたがけれども、とりあえず県の職員ですので、現状把握ということでお帰りにになりました。このことに対して三反園知事には迅速な対応をとっていただいたことに対して、深く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問のほうに入りますけれども、建設課長は、この台風が去った後、先ほど来、職員は現場を見ていると言っていましたけれども、もちろん課長も行かれたと思います。とりあえず、この1番目の質問に関して、現場を見られた感想をお願いしたいと思います。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

先ほど来、質問になっておりますが、建設課は朝8時ごろから招集しまして、現場の調査に建設課独自で入りました。道路等に飛散物があったり、交通安全のために、なるべく早く調査をしようということが入っております。

議員のおっしゃる台風24号は近年まれに見る勢力で近づいてきまして、我々の管理する道路、また公園、住宅等にも多少なり被災を及ぼしております。議員質問の被災箇所、湾屋公園から九州電力までということであれば、その内容を、簡単ではありますがありますが、説明いたします。

湾屋公園においては、橋詰広場と呼ばれる場所がございます。橋の入り口と考えていただきたいと思います。石積みの崩壊が10m²前後、防護柵20m前後、敷きタイルの剥がれ等が50m²前後と、また西側記念広場、西郷さんの上陸地点であります。去年改修したばかりの木製テーブル、またベンチ、またコンクリート製のベンチ、フェンスと側溝の埋設、側溝蓋版の流出、その上に海からの大量の漂着物ということで、被害を受けております。

東側多目的広場におきましては、休養施設、また遊戯広場がありますが、その木製テーブル、ベンチ、また遊具の一切、側溝埋没、側溝蓋版流出、防護柵崩壊、ここも大量の漂着物がありました。

そして、九州電力発電所の前の町道、平土野湾屋線といいますが、ここには流木、漂流ごみの打ち上げられた漂着ごみ、海砂などといったものが打ち上げられておりました。

漂着ごみ、海砂などについては、町民生活課の応援もいただきまして、早急に撤去することができております。その公園の施設以外については、5号補正のほうでお願いをしまして、今、補修中であります。

以上です。

○4番（島 和也議員）

内容を課長のほうで詳しく説明していただきましたので、私のほうでは、その被

害をもとに、今後どのように対応していただけるのかなということを質問したいと思います。

24号は非常に勢力が強かったんですけれども、今後もあれ以上の台風が来る可能性というのがあります。今、湾屋公園一带、西郷橋、この辺を含めた話なんですけれども、どうしても景観とか、あと湾屋川が流れている下流でもありますけれども、その辺を考えると、波を防ぐ方法というのはちょっと難しいのかなという思いもありますけれども、何かしら課長のほうで今何か思い当たる策があったら教えてください。

○建設課長（昇 浩二君）

建設課としては、道路等の飛散物を今除去するという事しか手だてはしてないんですが、公園の場合は被災を受けたのですが、人的に大きな被害ではないということで、県のほうとも話をするんですが、波の越波等で入り込んでくるごみあるいは砂等の処置については、そのぐらいの、そのぐらいと言っただけではいけないんですが、直接施設に被害はないという見方ではないかなと思っております。そこがちょっと腰の重いところかなと思っておりますが、実際に越波はしているわけですが、施設等、また人家等に被害は及んでないような状況であるということで、町としても、道路等の保護に関しましては我々建設課がいたしますが、その海の越波に関する事は、やっぱり県のほうにお願いしていきたいというふうに思っております。

○4番（島 和也議員）

そうですね。県のほうも、滑走路の南側の、あれは電波施設ですかね、そこも波でえぐられて倒壊、壊れていました。県としては早急にそこを今補修しているのを拝見しております。

私が思うに、滑走路の南側に消波ブロックがありますけれども、あれをもう少し南に少しでも延ばして、その電波塔のあるぐらいまで持ってくれば、多少なり波を和らげることができるんじゃないかという思いはあるんですけれども、その辺は県の方と御相談できないでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員のおっしゃっている、その電波塔と言われるのは、県の施設ではなくて、恐らく国の施設だというふうに考えておまして、直接、大阪航空局あたりが入ってきて、災害としてとっているのかどうか、私たちは詳しくは知りませんが、そういう作業をしているんじゃないかなというふうな思いがあります。その中で、テトラがその電波塔を守るためのものかどうかというのは、ちょっと申しわけありません、理解していません。

○4番（島 和也議員）

その電波塔を守るという意味ではなくて、どうしても公園というか、船だまり、その辺まで波が上がって、船だまりのほうが坂になっている関係上、波が道路まで上がってくるという性質が見られます。ですから、少しでもテトラの消波ブロックを南側のほうへ延ばしてもらえれば、多少なりの波を抑えることはできるんじゃないかと思っていますので、再度その辺を県の方と御相談していただけないでしょうか、お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

県に相談するのはやぶさかではございませんが、河口ということもあり、なかなか、そこら辺はどう考えているか、県の河川でありますので、県がどう考えるのかわかりませんが、河口あたりにすると、また上流からの水の滞留とか、ごみの詰まりとか、また土砂の堆積とか、また河口付近にまた影響が出るのではないかなという思いもありますけども、そこら辺、相談はしてみたいというふうに考えております。

○4番（島 和也議員）

ぜひ相談して、多少なりも今後の大きな台風が来たときの被害が防げる形をお願いしたいと思います。

それと、その一帯から九州電力の発電所までの間ですけれども、とりあえず民家が2軒あります。やっぱり波でえぐられてという言い方はあれなんですけれども、小屋とか建物などが倒壊しておりました。あと、その間に畑が3カ所ぐらいあって、そこにも波が打ち寄せて、石や木切れなどがあって、現状も残った状態であるのが目につきます。

もし、もしよければ、民家等、今後の何かしらのそこに少しでも波を和らげるような対策はとれないものでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

先ほどから答えておりますが、あくまで県の施設管理、県の管理のほうになるというふうに思っております。議員が知事との懇談会の中でお話ししてある内容を見せていただきました。いい要望をしていただいて、知事のいい判断が下ればいいかなというふうに思いはしておりますけれども、現状、県の徳之島事務所においては、異常気象時の状況にあっては十分その状況を把握して、また通常時の利用状況等の把握に努めていきたいという、適正な海岸管理を図っていきたいというふうな話を伺ったところでした。

その中でテトラと波等の状況については、県等が把握しないことにはですね、町はその状況は伝えられますが、その利用状況とか危険度とかいうのは県のほうの把握によるものではないのかなとしか、今は申し上げられません。

○4番（島 和也議員）

わかりました。根気強くやっていただければ、今後の災害も多少なり防げると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、九州電力前のその道路の件なんですけれども、非常に、毎回あそこは台風が来るたびに多少なりものは上がっているんですけれども、今回は物すごい量が上がっていました。向こうの河口に、波返しというんですか、波返しがありますけれども、低いというのもありまして、非常にそれが機能してないと。できたら、先ほど来、消波ブロックと言っていますけれども、道路の波返しの前のあたりに消波ブロックを積み上げることによって、道路への砂利や砂、その他木片とか、その辺が上がらないのではないかと思いますけれども、この辺の対応は県のほうに要望できないでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。九電の前というので、我々も1回、そのフェンスなどを設置しまして、その後すぐに被害を受けたということもありました。その中で建設課としては、漂流物の撤去等をすぐさまやっているところではありますが、いけばテトラ等があれば、ある程度、被害の軽減はあるのかなとは思ひますが、そこら辺の、何といひましようか、試験値といひますか、置いてみたらどうなるのかとかいうのは、ちょっと私の判断では何ともなりませんので、これもまた県あたりと相談する課題かなというふうに思っています。

○4番（島 和也議員）

実際、農協の海岸倉庫、あの前の向こうのほうに並んでいるのを見られたことないですか。ああいう形でいいんですけれども、向こうは波上がってないです。本当に、波消しブロックというか、そういうのを敷いておられまして、向こうは波が上がってないです。

ですから、それとしては本当に上がってないのが現実なんで、ああいう形を、今、砂を販売している業者の前とか墓がある、あの辺も上がっていますから、あの辺とかですね、その一带にああいう形のやり方、工法というのはできると思ひます。現状、今やっていますので、それに対してどうでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

湾屋線一帯という考えであるというふうに今理解いたしましたけれども、テトラ

を設置すると、これも県との話の中でなんです、ある程度、波の方向が変わったりすると、状況が簡単に判断できるものではないということを伺っておりまして、県のほうもそこら辺ははっきり調査したわけではないので、そこら辺にテトラを置いた場合はどういうふうな波の流れをするというのが県のほうも把握してないということですので、先ほど来言っておりますが、要望はいたしますけれども、あくまで県の判断であるというふうに答えさせていただきます。

○4番（島 和也議員）

要望をお願いしたいと思います。私が言っているのは、現状、農協の海岸倉庫から北側に行って、途切れています。ですから、その途切れたところから、ぐるっと北側の墓がありますよね、あの近辺ぐらいまでを敷き詰めたらどうかということの質問ですので、ぜひその旨を理解されて、県の職員と交渉して、少しでも今後の被害が、石やら木切れなど、流木等などが上がらないような形をとっていただければ、台風後もそこを危険なく車が往来できますので、その旨をよろしくお願いしたいと思います。

それから、2点目の平土野浜及び集落内への高潮被害についてでありますけれども、課長はもちろん、見られたと思います。一応感想をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

この現場も被災直後に確認いたしました。砂の撤去のほうも、これもまた町民生活課の応援を受けて、すぐ撤去したところでありましたけれども、しばらく時間がかかっておりまして、砂ぼこりは出るんですけども、直接通行には影響はないということで、その他の漂着物の多いところを先に我々は撤去に走りまして、その後、苦情が出てきましたが、その後はすぐ撤去することができました。細かい砂で、あんまりきれいにはできなかつたんですが、うちの4トンダンプの2台分ぐらい回収することができております。

○4番（島 和也議員）

ですよね。あそこに大島石油のスタンドがあるんですけども、その中は海砂で埋まっていました。私、見て、びっくりしました。その後、見てですね。後でちょっと聞いたんですけども、商工会のあの広場あたりまで潮が上がったということで、その辺、散乱していたのを見ています。

先ほど来言っておりますけれども、今後も大きな台風が来ると思います。この対策として何か課長のほうでは、県に要望するしかないんですけども、何かいい策というのはお持ちじゃないでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

被災の後、県と港湾の清掃というのがございまして、県主導なんですけど、このときにも担当のほうに、担当といたしますか、建設課長も来ておられましたので、その状況を説明してあります。その中で、私も、沖のテトラあたりが設置された当時の平土野の浜辺というんですかね、そこら辺の状況はあそこまで砂はなかったんでしょねという思いはあるんですが、その当時の状況ぐらいには戻せないのかなと。例えば、砂を全部取るのではなくて、ある程度、たまり場所をまた別につくってやるというような方法はとれないかということで話をしましたけども、そこら辺も県はその状況を見ながらということで、被災が、砂の打ち上がり程度と言っただけなんなんですけど、その辺で済んでいたということで、まだこうしようという案は伺っておりません。

○議長（前田 芳作議員）

しばらく休憩します。午後1時に再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

島議員。

○4番（島 和也議員）

午前中の答弁、ありがとうございました。その対策として、現状を平土野浜のちよっと沖合いに波消しのブロックが積まれていますけども、あの高さをもう少し高くするという事は考えられないでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

高くする、高さを上げるというのは、方法としてはあり得るのかなという思いはします。先ほどから申し上げているように、ちゃんとした設計の中でつくられているものだというふうに思っておりますので、そこら辺、高さは変えられるのかとかいう問題も即答はできません。

○4番（島 和也議員）

それも一つの策ではないかと思えます。あと一つは、ほかの議員の方の意見を聞きましても、そこに砂がたまると。あの砂がたまっているから波が上がってくるんだという意見も聞いております。その砂を除去する、浜のほうをもっと低くするという方向も考えられると思えます。

私は、あと1点、ちょっと違う方向で考えた場合に、平土野のあの浜は遊泳禁止でありまして、泳ぐことはできない状態です。確かに砂場があって、子供たちが遊んだりする光景は、海に入らないで砂場のところで遊んだりする光景は見られますけども、この災害ということを考えまして、私は別の観点から考えて、あそこの、以前もこれ質問しましたけども、あの浜というか、沖合いの消波ブロックの近くまで埋め立てをできないかと。埋め立てをすることによって、駐車場もしくは公園的な場所ですね。今、あまぎ祭りなどは仮設の舞台をつくってやっております。それをそこに常設のステージなどをつくっていけば、日常的に学生さんとか音楽をやっている方とかが、そこでコンサートなどができるスペースは設けられるんじゃないかという思いもあります。

あと、夕日が見えるという形で、非常にいい形の場所ですので、そこを公園的形式で、以前、大吉議員からもありましたけれども、ウッドデッキとかいう話もありました。ここで夕涼みとかできるような、そういうところもできるんじゃないかという思いがありますけども、そのイベントをすることによって、いろんな平土野の商店街の人が集まってくるとか、いろんな形の多少なりの活性化にもなるんじゃないかという思いがありますけども、これも県にお伺いを上げないといけないということですけども、町としての考えで推すこともできると思います。その辺、町長としては今の私の内容はどのようにお考えですか。

○町長（大久 幸助君）

まず、あそこの、一つは災害に関係することだと思いますので、あれは私が思うには、よく地形的な問題があって、南西の風、つまり台風が日本海を通ったときに南側のほうから、南西のほうから来た潮によって九電のあの下のほうによく来ているのではないかな。と言いますのは、農協の下のほうは当たっていない、余り。来ないですね。ですが、九電のほうのあの下のほうは、毎年ああいった状況が繰り返されています。そこのところは、あそこの防波堤を強く上げて、ちょっとどうかかなと思ったりしています。

今御質問のあそこを埋め立てという話ですが、これにつきましては、もう皆様も御存じのとおり、議員の皆様も御存じのとおりで、現在の港ですね。あれでは、なかなかクルーズ船は、もうなかなか今後は大きくなっていくと思うんで無理だと。そうすると、ここのこっち側のほうの、今現在喜治の下のあの港ですか、あれを活用しようということで、国交省のほうは奄美群島で9カ所、奄美で8カ所で、徳之島1カ所ということで、将来的に世界自然遺産も含めてでしょう、将来的にやっぱりクルーズ船等が、大きなクルーズ船と外国からも来ることができるような状況の港の可能なところとあって、今言われております。それですから、今すぐは、もう

難しいとは思いますが、後々、あそこもある程度は埋め立て、ある程度は港として活用することになるだろうと思っております。

そういうことについて、国交省のほうにもお願いをしていたり、これからもしなきゃいけないと思っておりますが、そして、やらないといかんと思いますが、ここと奄美に一つ、どこになるかわかりませんが、徳之島では向こうだと言っているから、平土野港だと言っていますので、国のほうでは期待をしているように、すぐそれを埋め立てということについては、ちょっとできないんじゃないかなと、そういうふうに思っています。

○4番（島 和也議員）

ちょっと私の質問と答弁がちょっと違いますので、課長のほうで、ちょっとその辺。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員から、今波消しの高さであったり砂の状況であったり、また埋め立ての方法であったりと、3つぐらい提言されております。いずれにしても、県の施策だというふうに考えております。今、災害の受けた状況について、砂が上がったということは、何か一つでも対処してくださるよう、できるものからできないか、ちょっと相談してみたいと思います。

また、埋め立てに関しても、そういう意見がありましたということはお伝えします。

○4番（島 和也議員）

そうですね。こういう一つの事例というか、災害が出たということで、また県の職員の方も実際に来られて、そういうことを見られていますので、非常に話も通しやすいと思っておりますので、ぜひその辺を進めてもらいたいと思います。

私が言った埋め立てというのは、やっぱり町の活性化というのも踏まえて、毎年毎年あまぎ祭りに関しましては、仮設のステージをつくり、はっきり言って商工会の裏の広場では、はっきり言って狭いです。そういう意味で、埋め立てることによって、そこを一带として露店など全ての行事がそこに集約してできるんじゃないかということも考えていますので、やっぱり屋外ステージ、こういうのをつくることによって、ただ祭りだけの目的じゃなく、日々日常的に、そこでコンサートをしたりとか、いろんな人を集めるイベントができるんじゃないかという思いもありますので、地域活性化という面も踏まえて前向きに取り組んでいただければなという思いで質問いたしました。これは答えが出ませんので、要望ということでちょっとお願いしたいと思います。

それでは、次の質問、2項目目のニャンダーランドについて、今後の施設運営をどのように考えているか。この質問は、今後の世界自然遺産登録のことの考えも含めての質問になります。

まず、先ほど町長から、この施設ができた経緯というのを説明していただきましたけれども、国の事業というのは縛りがあって、何年までやらなきゃいけないとかいうのがあるんでしょうか。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

ニャンダーランドにつきましては、27年度に国の交付金事業を活用して整備しております。国の補助事業等により取得した財産については、10年は使用しないといけないというふうになっております。

○4番（島 和也議員）

一応縛りはあるということで、前提にしてちょっと質問していきたいと思います。この施設も3町の出資、出資というか負担していると思いますけども、その割合を教えてください。

○町民生活課長（森田 博二君）

30年度ということによろしいですか。

○4番（島 和也議員）

はい。

○町民生活課長（森田 博二君）

30年度の負担金として、町が支出している額は488万3千円です、1町。

○4番（島 和也議員）

3町ともその金額で。

○町民生活課長（森田 博二君）

天城町が488万3千円、徳之島・伊仙町とも同額となっております。

○4番（島 和也議員）

わかりました。この施設ですよ、アマミノクロウサギ、小動物、その辺の野良猫による害を減らそうということでやっているんですけども、最終というのがありますかね。最終というか、いつまで続けるとか。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

今現在は、世界自然遺産登録に向けた取り組みということで実施しておりますが、登録されたとしても、やはり猫の繁殖がふえるのは防止が必要じゃないかなと思って、継続して実施されるのかと私は考えております。

○4番（島 和也議員）

ということは、はっきり言って、登録されれば半永久的に続けなきゃいけないということと理解してよろしいでしょうか。

○町民生活課長（森田 博二君）

事業的には、猫が減っていけば事業規模はおのずと減っていくものとは思いますが、継続されると思っております。

○4番（島 和也議員）

今、課長のほうから猫が減っていけばという話が出たんですけど、現状として、今どうなんでしょうか、この施設で猫はふえていますか。扱っている猫は。

○町民生活課長（森田 博二君）

今、ニャンダーランドのほうでノネコとして捕獲、保護されている猫は、11月末現在で63匹ということになっております。30年度に捕獲したのは33匹ですね。総数で保護されているのが63匹、そのうちの譲渡したのが、今年度16匹います。

○4番（島 和也議員）

捕獲して譲渡もしているということですので、この施設で今、ケージというか、かごの中に飼っていると思うんですけども、現状でこのままいくと、ここの施設がいっぱいになる可能性ってありますか。

○町民生活課長（森田 博二君）

ただいま申し上げましたが、今年度も33匹捕獲して、今譲渡が16匹ということで、少しずつふえている状況にあります。今あるニャンダーランドを今後増築とかも考えなければならぬのかなと思っております。

○4番（島 和也議員）

確かに私も減らないだろうという思いの中で質問しております。

それでは、今同じようにやっていますTNR事業、避妊とか去勢とかいう事業ありますけども、この事業の実体的なのを教えてください。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

TNR事業で、奄振事業で今実施しております。今実績としては、野良猫で3町あわせて425匹、11月末現在で。このうちの141匹が天城町ということになっております。

○4番（島 和也議員）

ノネコと野良猫とあるんですけども、野良猫ですので、家の近くでいる猫だという解釈していますけども、これはその事業をして、手術などをして、またその近く

に帰すということによろしいでしょうか。

○町民生活課長（森田 博二君）

はい。ノネコ、ヤマネコに関しては、ニャンダーランドのほうで保護しておりますが、野良猫に関しては、手術をして、また捕獲した場所に帰すというふうになっております。

○4番（島 和也議員）

多分、これからもふえていって、この事業は継続しなきゃいけないということの中に、また私からの提案ということですけども、現在の場所では収容能力も限られているということで、私の提案として、今、秋利神、南部開発という言い方はおかしいですけども、秋利神のキャンパスパーク、ここが非常に何も手つかずの状態ですけども、以前聞いたときに、年2回ほど清掃作業に入っているということだけを聞いておるんですけど、どうでしょうか、建設課長、キャンパスパークの清掃。

○建設課長（昇 浩二君）

公園内の草とかですかね。状況に応じて、夏場と冬場に2回ほど計画しております。

○4番（島 和也議員）

向こうに建物があるんですけども、その建物の状況的には、今どんな状況ですか。

○建設課長（昇 浩二君）

ログハウスのものでしょうか。今使用できないような状態になっております。

○4番（島 和也議員）

少し手を加えれば使用できますか。

○建設課長（昇 浩二君）

まだ建物はしっかりしているというふうに、私は認識しております。

○4番（島 和也議員）

そこで、私はこの今の「ニャンダーランド」というネーミングのこれを、そこを活用して、例えばその広場に広くフェンス、金網フェンスを張り、屋根もし、そこで猫も放して、その中に人間も入れると、人も入れると。要するに、猫と触れ合えるような場所づくりをしてはどうかなという思いがあります。

というのが、瀬戸内海ですかね、あの辺には、「猫島」というのがあって、結構観光客も行っているというのをテレビとかで聞いておりますけども。やっぱりそういう小っちゃいおりで飼うよりは、そういう大きなフェンスの中に自由に飼育、飼育っておかしいけども。で、また中で人とも触れ合えると。要するに、ネコに優しい島ですよという思いの中に、ネーミングも「徳之島猫ランド」という名前が発信していけば、世界自然遺産、この辺に向けて、猫好きの方というのもいると思うん

ですよね。やっぱりそういう方も、徳之島へ行けば猫をいっぱい見られると。この辺、こういう感覚を持っているんですけど、どうでしょう、町長。

○町長（大久 幸助君）

秋利神キャンパスの再開発というか、そのことについては、今後の課題だと考えておきまして、引き継ぎ書のほうにも入れてあるんですが、これは南部の皆さんたちとも語ったり、また議会の皆さんたちともいろいろ今後、話題として方向性を見つけていかなきゃいけない問題だなと思っていましたが、今の案も非常にすばらしい案だなと思いますね。

あれはどこですか、今おっしゃいました島、猫が自由自在にやっけていて、外人まで来て、非常に触れ合いをしていますよね。あの猫には、何かエイズを持った猫、病気を持った猫もいますので、そういうのだけは別に置いて、健康な猫を向こうに置いて、そして管理者を置いて、そういう形でやっておけば、逃げないように屋根まできちんとしておけば、一つの目玉になる可能性がありますね。今後の一つの参考になるものだと思います。

○4番（島 和也議員）

ありがとうございます。ぜひ次期町長にも、この旨を強く伝えていただいて、この徳之島の目玉という形の中に、これは3町から金をいただいていることなんで、立地条件としても天城町はいいと思いますので。また、秋利神キャンパスパークの開発、あそこをすることによって、そこの道路の、またこの道路もきれいにしないといけないんじゃないかという、また新たなことが起きてくると思うんですよ。何かの拠点をつくれれば、いろんなことが起きてくると思います。

あと1点ですね、何で猫が減らないかという、これは皆さんからいろいろ噂というのを聞いているんですけども、どうしても猫って、年2、3回ぐらい子供を産むわけなんです。それを全部自分のところで飼えればいいんですけども、中には飼えないから、そっとちょっとどっかに置くという形の中にあるということを知っています。

ですから、私はこの施設をつくることで、無償で、全島から無償で譲り受けて。捨てないでくださいと。猫もらいますよと。逆に、さっき言いました譲渡という話もありましたから、やっぱり猫好きの方には、また差し上げますよと。リサイクル的なことをしていけば、そんなにはふえていかないという思いがあるんですけども。中には去勢・避妊の手術をすとか、そういうことも必要ではないかと思っています。

ですから、秋利神キャンパスパークのあそこを活性化することによって、そこに公園とかもありますけども、やっぱりそこに親子連れで来るとか、全島から来るとか、また何らかのそこの活性化になるとは思いますけども、これは総務課長、どうで

すか、総務課長として今後その辺を頭に入れて、どういうふうにお考えでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁もありましたように、引き継ぎの中で秋利神キャンパスパークの再利用というか、再整備ですね、その辺を進めるべきだということでおっしゃっていますので、その辺は今の提案とか、いろんな意見等、いろんな計画を持っている方々もいらっしゃいますので、その辺は集約しながら進めていけたらなどは思っています。

○4番（島 和也議員）

先ほど、国の事業をしているので縛りがあるということなので、これは私の単純な考えですけど、これは完璧に縛りどおりはいかないんじゃないか、また、町の要望を言えば、何とか国県も認めてくれないかなという思いもあがりの質問ですので、その辺はまた考えながらやっていただきたいと思います。

質問としては、以上2点ですけども、ちょっと要望を2点ほどお願いして質問を終わりたいと思いますので。

第1点目は、商工水産観光課の祈課長へ以前、私が質問しました徳之島ダムにスワンのボートを浮かべてほしいということですけども、ぜひ徳之島の子供たちのために、子育て世代のために、ぜひお願いしたいと思います。

あと1点ですけども、今後の議員の方々に、ちょっと議論していただきたい問題がありまして。天城町は今14名の議員ですが、隣町、和泊町、知名町は12名です。人口もちょっと、天城町よりも多いのかなと思いつながら12名で議員活動をしております。ぜひこの4年間の間に、しっかりと議論させていただくことを要望しておきたいと思います。

それと私事ですが、1期4年間支援してくださいました町民の皆様のおかげで天城町発展のためにたくさんのごことを学び、努力をしてみりました。今後は、次のステップとして、さらに精進し、再びこの壇上に立てる努力をしたいと思っております。大久町長におかれましては、12年間御苦労さまでした。これからは同じ浅間の住民として一緒に頑張っていきたいと思っております。

本日はありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

以上で、島和也君の一般質問を終わります。

次に、久田高志君の一般質問を許します。

○6番（久田 高志議員）

こんにちは。師走の忙しい時期となってまいりました。あす20日よりサトウキ

ビの搬入も開始され、徳之島全体が活気に溢れる農繁期に入ります。皆様方には健康に留意され、無事故で安全に作業をされることを祈念いたします。

また一方で、12月30日よりTPP11環太平洋経済連携協定が発効されます。経済界では期待感、農業界では不安に包まれた状況での発効となります。今後、政府より、さまざまな政策、対策が講じられることが想定されますので、本町としてはもちろん、関係各課においては、しっかりと情報収集に努めていただきたいと申し入れをし、2期目の締めくくりとなる一般質問を行います。

まず1項目、農政について。サトウキビ自然災害被害対策事業の農家救済状況はどのようになっているか。

2項目、災害復旧について。住宅、農業施設等の被害状況及び復旧支援体制はどのようになっているか。

3項目、建設行政について。町営住宅の申し込み状況及び入居審査の詳細はどのようになっているか。

以上、3項目、3点について質問いたします。執行部のわかりやすい答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。大久町長。

○町長（大久 幸助君）

ただいまの久田議員にお答えいたします。

まず1項目、農政について、（1）サトウキビ自然災害被害対策事業の農家の救済状況はどのようになっているのかということでお答えいたします。

サトウキビ増産基金事業の自然災害被害対策事業につきましては、春植えと株出し対象に実施してまいりました。事業申請は459件となっており、現在、農協からの実績書と照合作業を行っているところでございます。事業申請と実績に差異が見られますので、その結果を踏まえて、今後の農家の救済を検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目、災害復旧について、その（1）住宅、農業施設等の被害状況及び復旧支援体制はどのようになっているのか、お答えいたします。

住宅の被害状況については、全壊が6件、半壊が9件、一部損壊が160件となっております。復旧支援につきましては、災害見舞金を支給して対応しているところであります。農業施設等の被害状況につきましては、牛舎、堆肥場で約100件、ビニールハウスで約80件となっております。復旧支援につきましては、牛舎・堆肥場においては肉用牛経営安定対策補完事業にてJAが取りまとめております。

町においては、被災農業向け経営体育成支援事業にて、復旧支援の対応をしてい

るところであります。

次に、3項目、建設行政についてであります。(1)町営住宅の申し込み状況及び入居者選考の詳細はどのようになっているか、お答えいたします。

町営住宅の申し込み状況は、現在、待機者が60人ほどでございます。入居者の選考は、応募者を選考委員会にて審査をしていただきまして、その後、公開抽選により決定をしているところでございます。

以上であります。

○6番(久田 高志議員)

それでは、1回目の答弁をいただき、順次質問のほうを続けてまいりたいと思っております。

まず1項目のサトウキビ自然災害被害対策事業、この件につきましては、去る9月議会でも質問させていただきました。全農家の半数が救済されていないという状況の中で、9月議会の答弁では、しっかりとその面積等の過剰申請の差異を精査して事業を見直すということでもございました。

それでは、課長にお尋ねしたいと思いますが、今現在の精査と、この助成金の支給状況はどのようになっているか、答弁をお願いします。

○農政課長(福 健吉郎君)

お答えいたします。

まずは、このサトウキビ増産事業に係る自然災害被害対策事業につきましては、町長の答弁にもありましたように、春植えと株出しを対象に低糖度被害を受けての事業展開でございました。その中で、9月議会でもありましたが、事業量に対して申し込みが多かったということもありまして、途中で申し込みを切って事業に参加できなかった農家が多々いらっしゃったということに対しては、深く反省いたしているところでございます。

その後なんですけど、農協の購買課のほうで主な資材等の受け取り実績、こういったものを聴取いたしております。その結果、今一件一件精査をしているところでございますが、当初の事業計画に対して、申請ベースではほぼ同額ではございますが、その肥料なり薬剤、こういったものを申し込んだ方で、まだ引き取っていない方もいらっしゃいます。そういったことも含めて、今実績書の作成に取りかかっているところでございます。そういう中では、事業費全体が9千800万の事業費でしたが、今実績ベースでは8千900万ということで、やや計画の事業費より下回っている状況にあるというところでございます。

いずれにしましても、今精査の段階でございまして、今後、その農家救済、また追加での申し込み、こういったものについても、これから検討して対処していきたい

いと考えております。

○6番（久田 高志議員）

課長、もう少しわかりやすく答弁をしていただきたいと思います。要は、今現在の答弁だと、申し込みに、6月18日から7月31日の間に申し込まれた方が、実際に購入されたその実績ベースで約800万ほど事業ベースで差額が出てきているという答弁だと思います。

要は、9月から申し上げているのは、この申請をした面積の差異分をどうするかということなんです。申し込んだ方々が幾ら、要は100%物を購入してないというその差額ではなくて、実際のこの面積の差異のこの分をどうするかということなんです。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

9月議会でも、その差異については答弁させていただいたところです。その中で、約460件の方々が申し込みをしております。その際、自分の経営するサトウキビ面積に対しての補助事業ということで申し込みをとったわけですが、そのJAの交付金申請、最終的に9月末に締めるんですが、その農家個々の面積と申請面積が違うというケースがあります。これについても、しっかりとその差額については、補助対象経費ではございませんので、そういったものはしっかりと精査して、また農家のほうにも通知を出して確認をして、それでその分は事業から差し引くという形をとりたいと思っております。

○6番（久田 高志議員）

もう一つ確認させてください。補助を出している後に回収をするということなんですか。それともその対象分に関して補助を出すということですか。どちらですか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

サトウキビの多くの事業、一部違う事業がございますが、取りまとめを農協さんのほうにさせていただいております。そういった関係上、その補助を差し引いた額を農家に負担していただいております。ですので、今先ほど言いましたケースで言えば、オーバーした分については、さらに農家の方から、その分いただくということになります。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。この面積のその差異分なんですけれども、先日、資料もいただきました。これが普通だと思うんですけれども、実際の面積より申請面積が少ないと。6月からですから、大方の方が管理作業の終了の方とか、実際に必要な分を事業申

請するわけですから、総面積よりかは基本的には面積数が減ってくるものだと思います。

ただ、要は、実際の面積より過大に事業申請をされている面積ですね、このいただいた資料の中で言いますと、約126ha過剰に申請をされているように見受けられます。この辺の実情はいかがでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

この個々の、私のほうでは名前入りの名簿があるんですが、その中で、例えば家族で経営している場合、2名、2戸の家族で経営している場合、どっか片方の方が申請して片方は申請していないというケースもあったりするのかなと思います。また、その交付金申請のところ、まだ空欄になっているところがございますので、その辺については、またJAのほうともしっかりと確認して、その交付金申請の面積と実際の経営面積、こういったものを、まず照合する必要もあると思っております。ですので、今後、早急にこういった照合作業は行ってまいりたいと考えております。

○6番（久田 高志議員）

いろいろな意見も出てこようかと思えます。ただ、本当に、わずかな面積の誤差は、やはり出てくると思うんですね、一畝、二畝ぐらいの。明らかに1町歩、2町歩という差異も出ている、そういう申請も見受けられております。

やはり、この事業に関しては、サトウキビ農家全てに平等に分配されないといけないような、されるべき事業だと思っております。課長、もう3カ月前からして、ようやくこういった数字が出てくる程度ですので、ぜひ年度をまたがないように、後からも、またこの24号の農業被害の激甚指定の分の補助事業も追いかけてきます。ごちゃ混ぜにならないように、しっかりとそこは責任を持って取り組んでいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

農政課担当のほうとも年内までには追加申し込みをとるんであれば、追加の申し込みをしっかりと行っていくと。2月、1月中に再度整理をして、いずれにしても実績報告をする必要がございますので、2月の頭には、しっかりとした形で事業が完了して実績報告できるような形に持っていこうということにしておりますので、その辺は早急に対応したいと思っております。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。それでは、もう一つだけ要請があります。この件に関しては、も

う2度にわたって質問しております。何度も何度も質問するようなことではないと思っておりますので、しっかりとこの事業の最終の完了の報告書を我々議会のほうに提出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

はい。事業完了したら、提出したいと考えております。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。同様の案件で質問が出ないように、しっかりと精査をして、しかるべき報告書の提出をお待ちしたいと思っております。

それでは、2項目めです。災害復旧について、住宅、農業施設とありますが、住家のほうですね、公営住宅じゃなくて民家、住み家の住家のほうの被害と農業施設等の被害ということで、この農業施設の被害に関しては、昨日、叶議員からも質問があり、答弁もいただいておりますけれども、もう一度わかりやすく答弁のほうをしていただきたいと思っております。

まず、一つずつ行きます、サトウキビに関しての被害状況をお願いいたします。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

台風24号に係る被害状況ということでございます。被害面積につきましては、全圃場1千160haが被災しております。倒伏でしたり、潮風被害、また折損と、そういうことの被害で、減収率として17%、約1万tの被害量ということで、被害額にして2億1千800万という数字を出してございます。

○6番（久田 高志議員）

サトウキビ被害、倒伏、折損等で被害が出ているということでございます。その中で、先ほどの質問にもありましたように、サトウキビ増産基金が11月の15日に発動され、今後の支援体制といいますか、補助事業が発令されると思っております、こういった内容で、この救済方法をとっていくのかお尋ねしたいと思っております。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

生産回復ということと、当年産に対する対策はできませんので、次年産対策ということを中心に展開してまいります。

今回のメニューにつきましては、1月の初旬に、また農家の方に周知して事業参加していただく形になりますが、事業内容としましては、堆肥の助成と肥料の助成、あと除草剤の助成という三本立てで今計画をいたしております。

これについては、まだ県のほうとも今協議中ですので、若干の内容の変更はあるかもしれませんが、大方こういった事業内容で展開してまいりたいと思っております。

す。それで今この数年なんですけど、なかなか新植面積がふえておりませんので、春植えを中心に、株出しも含めて展開していきたいというふうに考えております。

○6番（久田 高志議員）

この基金の発動の予算は、大体どのぐらいになっていますかね。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今回の増産基金、これ徳之島全体なんですけれども、1億4千100万の徳之島の配分ということで、面積割で各町配分しております。天城町の交付金の額としては4千800万ですので、事業費ベースで、また8千万から9千万ぐらいの事業費ベースになるということでございます。

○6番（久田 高志議員）

事業費ベースで8千万から9千万というと、大体2分の1助成ぐらいになってくるといってよろしいでしょうか。その中で、これは前回のこの増産基金の発令のときも、ちょっと気にはなっていたんですけども、今回は堆肥、肥料、除草剤というこの3本でいいのか、それと色々な何か薬品会社が絡んでいるような背景に、何かそういうことも感じられるような事業づくりになっているようですので、なるべくこの農家の意見を聴取して、農家が、その当該農家が必要とされるものを選択できるような事業を組んでいただきたいと。

結局、前回であれば、肥料がどれだけまでとか、除草剤がどれだけ。メイチュウの葉がどれだけと、そういう振り分けをしているわけなんですけれども、要は、総体の予算の中から農家が必要とするべきものを選択できるような方法は考えられないでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、本当はそういう形を我々もとりたいというふうに思うところなんですけど、その事業計画を立てる際に、例えば肥料1本にしましても、なかなか単価が違います。ですので、この事業計画を立てる際に複数ありますと、非常にこちらが計画した数量と実際の農家が申し込んで購入した実績が違うケースも多々ございます。そうしたこともありまして、本来であればアバウトな形でそれぞれ農家が好む薬品、また肥料、こういったものをやりたいところですが、事業計画の段階でちょっと難しいということで、今絞らせていただいております。

○6番（久田 高志議員）

前もお尋ねしましたけれども、糖業振興部会ですかね——のほうで、議事録もなく、誰も責任もとらず、こういった物事を決めていっているというふうに、私は解

積をしておりますが、もう少しですね、こういう薬品が特定されるという理由はどうか。そういったところからなんですか。そういったところも、すごい気になるんですけど。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

確かに、肥料にしても、薬品、特定されていると言われれば、そうなのかもしれませんが、今回展開するものについては、一番基本となるオーソドックスなメニュー、堆肥と、あと肥料でいえばBB538、元肥になるものですね、あと除草剤につきましてはカーメックスですかね、そういったことを予定しております。

また、栽培基準にもありますが、堆肥の投入、土づくり、こういったことと元肥の投入、それと植えつけ直後の除草ということで、今回はそのような形で考えてまいりました。

○6番（久田 高志議員）

だから、そういうことなんですけどね。要は、別に改良資材であれば、堆肥なり、いろんな石灰、ヨーリン等のそういう改良資材もありますよね。除草剤にしても、カーメックスばかりじゃなくても、センコル、アージランと、いろんな薬の種類があるわけです。その品種によったり圃場によったりして、やはり必要な薬剤は変わってくるわけですよ。

そういったもののある程度の選択肢を持たすことぐらいは、価格は大体わかっているわけですから、要は、基本的にJAさんとの取引になっていると思うんですけども、要は、今回もそうですけれども、その実績に応じた、要は、支給ができるんじゃないですか。要は、堆肥が相当量必要な方は堆肥をどんどん使えばいいし、肥料がどんどん必要な方は肥料にすればいいし、除草剤の中でも、どの除草剤が適している、要は、ほかの除草剤もあるわけですよ。センコル、カーメックス、アージラン、2・4D等々があるわけですよ。そういったものを選べるようには、そんなに難しいことじゃないと思うんですけどどうでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、そのようにできたら一番望ましいとは思っておりますが、これについては、事業計画段階でいろいろ細かく県のほうも精査した形でやってまいります。これについては、若干の例えば除草剤、その品質を特定せずに除草剤だったらこういった種類があるという一括りの事業計画が作成できれば、そういった方向もちょっと、県のほうとも相談してみたいと思います。

○6番（久田 高志議員）

課長、要は、基金事業計画、これのメニューふやせばいいだけです。メニュー

をふやして選んでいただくと。

それと、もう一つ気になりますけれども、前回の事業同様に、その総被害面積の大体何割ぐらいをこの事業申請するのか。前回のときは60%ぐらいで申請して全く足りなくなったわけですね。今回はどのような配分を考えているのかということです。前回、3分の2の助成で足りなかったから、今度は多分2分の1になっていると思うんですね。それで要は、被害面積を全て対象として申請ができるかというところも気になりますけど、いかがでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、この配分額については、まず当初の大体概算の要望額を出したところでした。その要望額に対して、県のほうから、その増産基金、約5億ぐらいの枠があるんですが、その中で、今回の台風被害に対して、種子島から奄美諸島、奄美群島全てに配分額ということで、先ほど示した数字でございます。

この考え方としてなんですが、今回、全ての農家、圃場について、台風被害を受けているということでございます。これに対して、また国のほう、増産基金の趣旨として、また次年産の生産拡幅ということで、今回事業を展開していきます。ですので、これについては、全農家が参加していただきたいところではあります。その中で、補助率は、当初、本来であれば3分の2なんですが、多くの農家に参加してもらいたいという思いもありまして2分の1以内ということにしました。

前回も、当初から3分の2という固定した形でいくと、その事業費に達すれば、そこで打ち切らなければいけないということになりますので、しっかりと申し込み期間をとって、その間に申し込まれたものに対して事業費を確定して、それに対する補助率を検討していくという形をとっていきたいと思っております。

○6番（久田 高志議員）

3分の2以内という文言で最終的に取りまとめれば、その助成額は後で案分できてくる数字だと思いますよ、その辺も。

一つ、同じ轍を踏んでいただきたくないのが、この申請をするときに、やはりこれだけの差異が前回の事例が出てきて、これを精査するにも農政課サイドはそれ相応の労力を費やしていると思います。そういったことがないように、しっかりと誓約書あたりも添付していただいて、事業申請を受け付けるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

今回につきましては、もう既に、今現在の交付金申請の面積を持っておりますので、申し込みの段階で、その面積と照らし合わせながら申し込みを受け付けるとい

う形をとりたいと思っております。

○6番（久田 高志議員）

それをチェックしながら、確実にそういった差異が出ないように、受け付けは間違いなく大丈夫ですか。最後確認させてください。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

株出しについては、100%可能だと思っております。その中で、また春植え、新植については、農家申請、まだ作付前の申請となりますので、その分については植えつけた面積のほうも確認させていただくことにしたいと思っております。

○6番（久田 高志議員）

確認させていただくのはいいんですけども、またそこに、その労力がかかるといふことなんですよ、大丈夫ですか。同じことを繰り返すといふことなんですよ。お願いします。もう一度答弁ください。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

これについては、農家の皆様の良心も信じたいというふうに思っております。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。ちょっと気になる案件ですので、またちょっとしっかりと目を離さないように確認をしていきたいと思っておりますので、ぜひ同じことの繰り返しがないように、しっかりと対応していただきたいと思っております。

続いては、畜産のほうに行きましようかね。大体の被害が、牛舎・堆肥舎等で100件ほどと。この中で、先日の答弁でもあったように、JAさんのほうが、恐らくこのエーリックの、農畜産業振興機構のほうの事業の精査をしていると思えます。役場のほうが、農水省の方の事業でしたかね、経営体育成支援事業、この農協さんの分と、この役場で取り扱っている分との申し込み締め切りはどうなっていますか。この農水省の分は本日が締め切りになっていると思えますけれども、いかがでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

農協さんの方のエーリックの事業については、既に申し込みは締め切って、ある程度取りまとめに入っているというところなんです。また、農水省の経営体育成事業については、まずは概算の計画書を出してあるということでございます。

○6番（久田 高志議員）

まず、この牛舎・堆肥舎被害で、大体この100件中、事業申請が上がってきて

いる案件が、農協さんとの連携がとれていればわかると思うんですけども、大体何件ぐらい上がってきているのか。その辞退されているその理由はどういったことなのかというところまで、わかればお願いします。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、そのエーリックがやっている災害緊急支援対策事業、これについては、先日も牛舎・畜舎で被害があった棟数、棟数ですね、108棟という把握をしていますということで答弁させていただきました。これに対して、今JAあまみ天城事業本部が取りまとめた事業計画のほうで55棟ですね、55件という取りまとめになっております。また、我々農政課が取りまとめた事業につきましては5件ということで今取りまとめて、今後、計画書の作成のほうに入っていくということでございます。

また、先ほど108件って言いましたが、そのうちの55件ですので、それ以外の方々については申し込みがなかったわけですが、その理由等については、ちょっと時間がなくて、私のほう、まだ理由等については把握いたしておりません。

○6番（久田 高志議員）

課長、これ何かその事業申請の難しい何か要件があったんでしょうかね。要は、恐らくこのエーリックのほうだと、被害の補修2分の1当たりが事業として出てくるはずなんですけれども、何らかしらほかのいろんな縛りがあって辞退されているのか、通常であれば考えられないことですよ、被害のうちの2分の1をお金出しますよと言っているのに事業申請をしない、何らかの理由があると思うんですが、その辺が非常に気になります。

課長もおわかりのように、以前、6年前でしたかね、県の支援事業が発生したときに、途中で事業を辞退されたという話があった中で、聞いた、聞いていない、事業をした、していないというそういった問答があったことも記憶にあります。こういった事業から漏れている方の理由とはどういったことか、しっかりと精査していただかないと、また同じような案件が起きてくると思います。もちろん、この町が取りまとめている分に関してもそうだと思いますけれども、しっかりと説明をして、辞退をされる方からは、しっかりと辞退届を提出いただくとか、何らかしらの対策をとっていかないと、またひとつのトラブル発生の原因になりかねませんが、いかにお考えでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

私も牛舎がちょっと被災しまして、たしか農協さんのほうから、その事業に対す

る通知が、案内通知が来ておりました。それに対して、ちょっと個人的には対応できなかつたんですが、恐らく農家個々にそのような通知は行っているものというふうに理解しております。

そういう中で、事業要件の中で、自分の牛舎は該当しないと、そういう要件が特別あれば、その辺はまた私のほうも早急に農協のほうとも確認してみたいですし、また農家のほうも確認できればと思っております。

○議長（前田 芳作議員）

しばらく休憩します。2時15分より再開します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（久田 高志議員）

再度お尋ねしたいと思います。

先ほどの牛舎関係のエアリック関係の事業の残り分ですね。108件の被害に対して55件の申請、残53件が辞退される理由、そういったところは、こういったところが理由なんでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、先ほどの件につきまして、農協さんのほうに今、確認をとったところでございます。この災害緊急支援対策事業につきましては、国のほうがエアリック畜産協会を通してエアリックの事業ということで、11月15日以降に示されて、農協さんのほうは、11月20日前後に畜産農家全農家に、事業の申し込み案内と、そういった通知したということでございます。

通常ですね、農協さんからの封書をもったら、そのまままい込まれる可能性があるんで、わざわざ重要というスタンプを押して送付しましたということでございました。締め切りのほうは、エアリックへの提出が12月7日金曜日となっている関係で、11月30日までの締め切りということで、農家案内をかけたということでございます。その中で申し込みがあったのが、先ほど来の件数55件であります。

その申し込まなかつた理由等については、今、農協さんのほうとは確認はとれなかつたんですが、提出書類、申請するに際して、写真ですとか、既に施行済みであれば領収証、また、これから施行するんであれば簡易な見積書、そういったものが

必要であったということと、また、市町村からの罹災証明、こういったものも必要ということで、申し込みをかけていたようでございます。

○6番（久田 高志議員）

重要とスタンプについて押したかどうかは、そういったことなんでしょうけれども、ハウスの案件に関しては、AYTで放送もしてたんですよ。この畜舎の件に関しては、放送か何かされてました。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

畜舎に関しては、放送は私も聞いておりませんので、恐らく、マイク放送等はしなかったのじゃないかというふうに思います。

○6番（久田 高志議員）

後々クレームが来るでしょう。そういったときの対応もしっかりと考えて、両者協議したほうがいいと思います。やはり、周知不足であったのかなと思います。

通常、半分補助を出すに当たり、断る理由なんてまずないはずですので、もう少し相手方のことを考えて、53件程度ですので、問い合わせ程度ができたと思っております。そういったところはまた、後からの対応となるかと思いますが、JAさんもしっかりと協議をしていただきたいと思います。

もう申し込み締め切ったということで、どうにもならないかと思えますけれども、これ、もう1つ、事業の中で死亡牛に対する助成もあったと思いますが、この百何件の被害の中で、そういう家畜の死亡例とか、そういうことはなかったですか。なければいいんですけども、そういったことはなかったでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

死亡牛については、天城町ではなかったと思います。他町で圧迫死があったという情報は聞いておりますが、天城町においては、死亡牛の報告はいたしておりません。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。

それでは、今度はハウスのほうにいきたいと思いますが、ハウス関係で50棟ほど被害が出ているようでありましてけれども、この辺の救済状況はどうなっているのでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

町長の答弁のほうで、ビニールハウス約80件という答弁をさせていただきました。

た。その後、農家に呼びかけて、ビニールハウスの被害状況を取りまとめてごさいます。この被災農業者向け経営体制育成支援事業がごさいますので、まずは、その被害に遭ったビニールハウスの状況を調査するという目的で、先々週からマイク放送をかけて調査したところです。その取りまとめが81棟の件数です。面積にしまして5万2千m²ということで、速報の被害額として2千100万円ほどの被害額があるということで取りまとめをいたしました。20日、明日なんですけど、この方々に通知を出して、その事業申請に向けての説明会を行う予定としております。

○6番（久田 高志議員）

その申請も、先ほどあったように、しっかりと連絡等をとって、漏れが無いように説明をしてあげていただきたいと思います。いずれにしても、非常に一方的と言っちゃおかしいですけど、そういった事業がありながら、脱漏がかなり見受けられております。そういったことがないように、しっかりと救済ができるように、もう少し心配りのできるような支援体制であっていただきたいと思っております。

それでは、次は住家のほうにいきたいと思います。住宅の被害ということで、資料請求もいただいております。

全壊が6件、半壊が9件、一部損壊が160件という状態でごさいました。こういった中で、先ほど、少し答弁がぼろっと出てきておりましたけれども、まず、この住家に対する支援状況がどのような形でとられていたか、どのような手順で進められてきたか、お尋ねしてみたいと思います。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

台風発生後の災害調査、これをもとに、まず災害対象者の第1弾の洗い出しを行ったところです。その後に、現場のほうに赴きまして、まず町の災害見舞金のほうの支給手続きに着手しております。結果といたしまして、全壊が6件、半壊が9件。先ほどから百数十件なんですけども、災害見舞金のほうはまず、そこに実際住んでいます、現在、居住に供しているということが、まず条件についてきますので、かなり絞られてきて、一部損壊で9件、それぞれ30万円、15万円、5万円という見舞金のほうを支給させていただいております。これが町の制度です。

もう1つ、県のほうの見舞金制度というのがございまして、これにつきましては、全壊の被害者の方に10万円、計60万円が支給されているところです。

もう1つ、県のほうの制度で、被災者生活再建支援制度というのがございます。これは地域、天城町で言えば徳之島で、ある程度の規模の災害があれば、給付金のほうが発行されるという制度なんですけども、これが徳之島においては該当するということで、先週の金曜日ですかね、県のほうから連絡がございました。

その中身としましては、まず今、確定しているところが、全壊した6件の家屋につきましては、基礎支援金として一律100万円です。今度、住宅の再建方法に応じて支給する額が最大200万円、最少で50万円、それぞれ建設購入、補修、賃貸に入るといったところの中で区分けがあって、最大300万円の支給金が受けられる制度が本町において適用されます。

○6番（久田 高志議員）

本町における災害見舞金の定義、そして、県におけるこの住宅災害見舞金、この10万円に関しては、8.6水害のときに鹿児島県が制定したそういう政策でございまして、今回適用されたということで、私どもも県のほうに要請はしてまいりました。適用されたということで、非常に喜ばしく思っております。

それと、今ありました被災者生活再建支援法、これは本町では6年前、芝田課長が総務課の消防交通担当で、今、企画課のほうにおられる職員とともに、6年前に非常に頑張っていたいただいて、天城町で初めて支援対象になった事業でございました。

この事業は、平成7年の阪神淡路大震災をきっかけにできた法律でございまして、平成10年より施行されておりました。その流れの中で、この規定なんですけれども、5千人未満の人口の市町村で、10件以上の被害がないと適用できないということでございました。私ども全郡、大島郡内で連携をとっている各議員のメンバーがおられまして、各市町村で被害状況を出させていただきました。

当初、伊仙町が8件、天城が4件でしたかね。そういった中で見落としがあるんじゃないかということで、伊仙町のほうでその被害調査をもっと詳しくしていただきたいということで、していただきました。

そういった流れの中で、被害件数が10件を超えたということで、隣接する、大島郡内ですね。隣接する市町村であれば対象になると。1町当たり、人口10万人未満であれば、5件以上の被害で、この被災者復旧支援法が対象になるということで、課長にも申し上げておりましたけれども、各市町村、横の連携をとって情報収集をしていただきたいということで申し入れをしておりました。なかなか決定が出なかったものですから、この質問を出させていただいたわけなんですけれども、課長おっしゃられるように、先週の金曜日ですね。14日に県のほうが決定したということで、新聞報道で確認をすることができました。

こういった形の中、先日、県知事が本町に来られた際にも、もう少し、対応要件を緩和していただけないかと。やはり、都市部の災害と、この地方の災害状況であれば、被害状況がちょっと違って来るわけですので、何とか少し緩和できないかということで、要請をしたところですね。先日の全国知事会のほうでも、そういった案件が取り上げられているようでございます。

やはり、こういった案件を緩和するためには、各市町村、全国的なそういう横の連携をとって要請活動、要望活動をしっかりとさせていただきたいと、そういった思いもございます。実際に、先ほど課長の答弁があったように、基本で100万円、補修で200万円ですね。建てかえとなると300万円。違いましたっけ、基礎額。それで、半壊で50万円だったかと思えますけど、その中に、資料を見れば、もう少し細かいところもあるんですが、そういった流れの中で、やはり、こういう家屋災害については、やはり、後からちゃんと出てきたように、調査漏れが生じているとか、調査の判断基準がはっきりと整っていないんじゃないかという思いがありますけれども、どういった状況で被害調査をしているのか、答弁いただきたいと思えます。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず最初に、台風直後に久田議員からもアドバイスいただき、現場のほうと情報収集等進めながら、この事業に対して、非常にスムーズに取り組むことができおります。感謝申し上げたいと思えます。

その取り組んできた内容なんですけども、実はこの被害の程度について、全国的に統一しなきゃいけないということで、チェックシートというものがございます。それぞれの家屋の部位ですね。屋根、壁、床、基礎、それぞれの何割程度が破損している、あるいは基礎が何センチ沈んでいる、割れているとかいうチェック入れていくシートがございます。それを県のほうから送っていただきまして、その用紙を使用して、防災担当と、うちの社会福祉系のほうで1軒1軒現場に赴きまして、被害程度を確定させていただいておるところです。

実は、今現在も問い合わせ等がございまして。それにつきましては丁寧に、状況によっては現場まで赴いて、写真撮影の中で説明させて、なるべく解釈の幅をしっかりと、天城町に向くように広げまして取り組んでいっているところでございます。

以上です。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。

不幸中の幸いといいますか、生活再建支援法が適用されたということで、非常にありがたいことだと思っておりますけれども、今、課長がやられたように、チェックの仕方なんですよね。この大島郡内の市町村でも、判断はすごいばらつきがあるようでございます。ぜひ、台風常襲地帯でもあり、今後も同じ案件が想定されます。何とか担当者レベル当たりで全郡的な勉強会等を開いて、この被害調査がスムーズに進めるように。

これもう1つ気になって、奄美市も6件被害が出ているんですけど、対象から漏れているんですよ。こういった理由もしっかりと確認をしていただきたいと思っております。

こういった勉強会を天城町が音頭をとって、大島郡内の担当者レベルで、特に、与論町あたりは、もう24年、25年、今回と3度目の対象になってますので、ぜひ連携を取り合って、そういった被害調査状況の情報の共有をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

今おっしゃった統一というところが非常に重要なところかなと考えておるところです。ただそこで、先ほど罹災証明が添付資料になります。そこが、先ほどのチェックシートが乗っかる部分ですので、どこでしっかり精査するのがいいのかを含めた中で、全郡的な統一に向けて発信、あるいは取り組みを続けてまいりたいと思っております。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。なるべく被害がないことが一番なんですけれども、こういった被害がやはり起きてしまいますのでしっかりとした対応、行政がバックアップできる部分は、しっかりとバックアップしていただけるような体制づくりに努めていただきたいと思います。

それでは次の建設行政。町営住宅の申し込み状況のほうにいきたいと思います。

最初、資料請求をさせていただきまして、この資料請求時点で41名となっておりますけれども、先ほどの答弁では60名となっておりますが、その理由を、まず教えてください。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員に申し上げた41件といいますか、これは30年度だけの件数ということで、30年12月末現在までのということになれば、61件ということになっております。

○6番（久田 高志議員）

それでは、ちょっと幾つかお尋ねしてみたいと思います。

私もこの住宅の選考委員会にいた経緯がございますので、内容はある程度把握をしているつもりではございますが、まず1つ、気になることがあります。

この町営住宅の申込書、これはこういった形で申し込みをされているのか。1回でよいのかその都度なのか、で第1希望から第何希望とかをとっているのか、その

申し込みがいつまで有効なのか。そういったところをちょっと聞いてみたいと思います。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

申し込みは公営住宅申込書というのがございまして、その添付資料がございます。町税等完納証明書、婚約証明とか生保保護受給証明とか、その中でもう1つ、希望住宅チェックシートなるものがございまして、複数希望例、希望して来る方がおります。1つの住宅でもよいし、5つ、6つ選んでもよいということになっております。

その中で、期限的にはもう1回申し込めば、うちに冊子につづってありますので、永遠とは申しませんが、一度の申し込みで申込者は判別できるというところです。

○6番（久田 高志議員）

課長、この住宅の入居申し込みをされる際に、その住宅のエリア、地域、どこにどういった住宅があるという案内はされております。例えば、新しい住宅をつくれれば、そこだけを希望される方もいらっしゃるでしょうし、その地域を希望される方がいたり、南部、中央、北部という、その地域性を選ばれる方がいたり、全町どこでもいいですよという選び方をする方もいらっしゃると思うんですが、そういったところの案内はどういう形でされておられますかね。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

そのチェックシートなるものに地区名と、また住宅の名称、階層、構造、面積等間取り、あるいは、大体の月額の家賃。トイレが浄化槽なのか、またくみ取りなのか、その他載せてあります。その中で判断できるというふうに思っております。

○6番（久田 高志議員）

判断できるというか、それをその申込者に案内をされているということでもよろしいですね。わかりました。

そういった流れの中で、地域を特定すると、なかなか住宅の空きといいますか、そういうのが悪かったりして、待機年数が長くなったりされている方もいらっしゃいます。

まず、この抽選に至るまでの選考するその選考基準というものがあれば、こういったものが主な選考の基準調査になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

まず、申し込みによって、ちょっと3段階ぐらいに分けて説明いたします。

現在建っている古い住宅、名前は戸ノ木住宅とか塩満団地、兼久住宅のように、古い住宅については抽選をすることはなく、申し込んでいる古い方の順に案内を申し上げて、入居の意思を確認して、入居してもらっているというのと、また、現存の新しいほうの住宅、いわば水洗化されている、前野であったり那須であったり前里新であったり、この程度の住宅については、空きが出た場合選考委員会のほう、開きます。その選考委員会を開いた場合に、公開抽選で入居者を選考すると。基本的には、申し込んだ方全員が大体該当します。

最後は新築住宅ですね。これは公募によって、今まで申し込んでおりましたけども、新しい住宅に入りたい場合、もう一回申し込みをいらっしゃいますので、この方たちを選考委員会のほうで、また諮って、これも公開抽選ということで、入居者を決定いたします。

○6番（久田 高志議員）

もう申し込みを受け付ければ、ほぼ全員が対象という今の答弁なんですけれども、いつごろからそういった形になったのでしょうか。それまでは基準があったはずなんです。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

まだ真新しい住宅の場合に、人数が少ない場合は全員にしますけども、その前に、入居の選考というのがありますので、その説明もいたしたいと思います。

まず、選考委員会というのがありまして、建設経済厚生委員長、中央地区から2名、北部、南部地区それぞれ1名、計5名の構成からなっております。その選考委員の皆様がある程度選考するのは、政令7条の6項、及び地域性、また子育て世代。町外からの移住希望ということで、そういうのを含めた選考をいたします。

例を挙げますと、最近の与名間、白井田団地と瀬滝・池之峰団地については選考委員会に諮りました。その中で、町の人口減少の解消とか定住促進、学校存続の観点から、申し込み者の中で優先させて入居させるべき世帯を認めて、抽選会は実施してない場合もございます。

○6番（久田 高志議員）

所得はなくなったの。

○建設課長（昇 浩二君）

所得もあります。申し込みの中で、所得の証明もございます。

○6番（久田 高志議員）

課長、私が選考委員に在籍しているときにはある程度の所得制限があったかと思

いますが、そういったことはなくなっているということによろしいでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えいたします。

所得証明のほうも提出していただきます。

○議長（前田 芳作議員） その所得証明付きなんだけど、高額幾らまでの基準で、30万円以上だったら入れませんかとか、いろいろ、そういう基準があるのということですよ。

○6番（久田 高志議員）

その下限も上限もあるのということ。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。失礼しました。

入居資格の中に所得の決まりがあります。第6条であります。入居者が身体障害者である場合、または世帯構成や住宅事情、その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合は21万4千円と。また、アに掲げる以外の場合は15万8千円と、金額的にはこの金額があります。

○6番（久田 高志議員）

課長、私が質問しているのはそういうことじゃなくて、所得、年収を記載してくると思うんですけども、ごくまれに、所得0で申し込まれる方もいらっしゃるわけですよ。この住宅家賃を計算したときに、どうお考えですかということもあるんですが、そういったところは選考基準の中に入っていないんですかということですよ。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

所得が0の方も家賃が0ということはないんですが、家賃の計算式で0にはならないということは私よくわかっておりますが、選考委員の私が参加したのが2度ほどございまして、そこまで詳しくは今、把握しておりませんが、そこら辺も判断の材料にはなっているのかなと思います。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。

それではちょっと前任なんですけども、総務課長、建設課長時代にそういう審議をしたと思うんですけど、その内容があれば、ぜひお願いしたいと思います。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

私が担当課でいるときには、所得の分も評定して選考委員会にかけていました。

所得証明で言えば、家賃の設定は所得0でも、今さっき、建設課長がおっしゃった中での計算式で家賃が幾らという、所得割で家賃が幾らと決定するんですが、入居選考に当たっては、要するに、所得がない方から、住宅使用料は徴収できますかという問い合わせ、要するに、選考がそこでなって、その辺も基準に加えましょうということで、私が選考している中でも、なかなか新築がないときの年1回か2回ぐらいの割合だったんですけど、そういう形で進めてきたというのは、今の場合は、今おっしゃった、多分、それも入っているんじゃないかなと私は思って、今聞いてたところなんですけど。

○6番（久田 高志議員）

建設課長、今、私が聞きたいところはそういうところなんです。要は、その住宅の家賃程度の所得がないとどうなんですかということなんです。そういうところは、しっかりと選考の基準の中に入ってますかということなんです。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今、前課長の話にもありましたように、もう入っていると思います。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。それであれば問題ないかと思われまじけれども、この新築と言われるか、その新しいと言われる住宅関係での家賃徴収はどうなっていますか。問題なく徴収されておられます。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

私どもも新しい住宅、滞納がないようにと。3カ月以上滞納があった場合はもう退室勧告をするということでやっております。

○議長（前田 芳作議員）

滞納ないわけね。

○建設課長（昇 浩二君）

はい、ありません。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。それであればよかったですと思います。

あと、もう1つ気になることがございます。

この住宅を申し込んだ中で、選考委員会で選考されての後、抽選会が実施されております。こういった流れの中で、非常に長い年月、抽選から漏れ続けている方がおられるようでございます。資料もいただきました。一番長い方で5年8カ月、4年7カ月、3年9カ月等、この抽選から、残念ながら漏れている方がいらっしや

るわけです。要は、申し込み順番の中で非常にくじ運が悪かったのか、そういった理由でずっと外れている方がいらっしゃるわけですよね。後から申し込んできて、運よく入る方がいらっしゃるわけです。

これ、ほかの公団ですかね、都会で言う、そういったところだと、抽選回数から何回か漏れると、当たる確率をふやしたり、そういったいろんな救済措置をされているところもあるわけです。こういったところを少し考慮できないかなと思いますけれども、そういったことは考えていないのでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

私が課長になってですが、議員の資料請求によって数回、4ないし5回、抽選から外れた方がおります。この人たちの特別に、今、公団の話もありましたけども、そこを詳しくは知りませんが、今、町ではそういう特別な抽選はとってないというところで、こういう結果が出ているものだと思っております。

その中で、もし、そういう状況もとれないかと言われれば、選考委員会等開いて、その中の意見等を聞いて、また、町長当たりと相談して、そういう何回目とか、4回ないし外れた場合は当選の確率が上がるような措置をとるとか、そこらのほうは、建設課独自で考えても公正・公平さが欠けますので、この委員会当たりでちょっと話してみたいなというふうに思います。

○6番（久田 高志議員）

課長、やがて3年前ぐらいですよ。委員会の中で、私そういう話をしております。確かに、公平・公正という観点も大事です。ただ、運だけでいくというのもどうかというところなんですよ。運がよければ入れる、くじ運が悪いと入れない。その中で5年も待たないといけない。これがあるべき姿かということなんですよ。

3年も前から委員会の中でそういう話をして、結局、それもそのままということですよ。昨日、今日の話じゃないんですよ。3年前からそういう話をしていて、どうなっているかという確認をしたところだけなんですよ。

もう、各課本当そうですよ。しっかり引き継ぎをしてですね、もう少し、何というんですかね、冷静に考えれば気づけそうな問題なんですよ。これ別に、何十人を入れるという話でもなく、もう少し何か方法は、普通に考えたら講じられる問題じゃないんですかね、これ。本当に気になります。もう一度お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

議員のおっしゃるとおりですね。運だけで入れる人もいれば、それがなかなか叶わない。くじ運が悪いという方もいらっしゃるって、こういう結果になっていると。結果も出ていますので、5回ないし4回と、そこら辺を2回になのか3回なのかと

か、そこら辺はまた、委員長であります経済厚生委員長あたりが、今度かわるかもわかりませんので、そこら辺を踏まえて、1月あたりにでも、ちょっと課内で、委員の皆さん集めて話をしてみたいというふうに考えております。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。いつから建設経済委員長が役をするようになったのか、定かではございませんけれども、その辺もしっかり考えていただきたいと思います。

それと、この外れた方々、申し込みをされた方々には、どこか空きが出たときには、自動的に選考会の土俵に乗っているのか、そういう抽選の案内がいくのか、そういうところもちょっと確認してみたいんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

一応、当初と言いますか、申込書のなかで、私言いましたけども、何方所に丸をつけても構わないというところで、該当であれば連絡はします。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。

あともう1つ、連絡と別に、この間にどこか民間の家とか見つかったりされた方、そういった方々からの辞退届等はしっかりといただいていますか。

○建設課長（昇 浩二君）

申し込み用紙の中で、辞退届というのはとっていると記憶していますが、私もまだ見たことありませんので、ちょっと確認させていただきたいことだと思っております。確かとっているとします。

○6番（久田 高志議員）

その選考委員会から漏れた方々とか辞退をされる方々にはしっかりと説明をし、辞退届をしっかりと徴集したするような形で、おざなりに置きっぱなしということがないようにしっかりと確認をして、運だけで決まるような天城町じゃないことを、そういうことだけはないように、本当に運だけと言ったら変な話、皆さんの職責もくじ引きで決めるぐらいのそのぐらいの、大雑把な言い方をすると、そんなことまで運だけになってしまいますので、そういうことがないように、しっかりと思いやりを持った天城町であっていただきたいと思います。

これで質問は終わりますけれども、町長の最後の議会ですね。苦言をいっぱい申し上げて、少し心苦しく思っているところでもありますけれども、町長におかれましては、この3期12年間の御労苦と多くの実績に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

あと残り1週間ほどですかね。任期も残っておりますが、御勇退後も健康に留意され、天城町のさらなる発展を見守り、これからも御尽力いただければありがたいと思っております。

それでは、2期目の締めくくりの一般質問を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

○議長（前田 芳作議員）

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時に開会します。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時01分